

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	ルクセンブルク大公国における 2023 年の憲法改正
他言語論題 Title in other language	The 2023 Revision to the Constitution of Luxembourg
著者 / 所属 Author(s)	山岡 規雄 (YAMAOKA Norio) / 国立国会図書館調査及び 立法考査局 憲法課 河村 拓哉 (KAWAMURA Takuya) / 外交防衛課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	909
刊行日 Issue Date	2026-09-20
ページ Pages	61-90
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	1868 年に制定され、改正が重ねられてきたルクセンブルク 大公国の憲法が 2023 年に大幅に改正された。この 2023 年 の改正について、経緯や目的、主な改正内容を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

ルクセンブルク大公国における 2023 年の憲法改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 山岡 規雄
外交防衛課 河村 拓哉

目 次

はじめに

I 憲法の歴史

- 1 1868 年憲法の制定まで
- 2 憲法改正の歴史

II 改正の背景及び経緯

- 1 背景
- 2 経緯（2009 年～ 2023 年）

III 主な改正内容

- 1 憲法の構成
- 2 第 1 章（国家、その領土及びその住民について）関連
- 3 第 2 章（権利及び自由について）関連
- 4 第 3 章（大公について）関連
- 5 第 4 章（代議院について）関連
- 6 第 5 章（政府について）関連
- 7 第 6 章（国務院について）関連
- 8 第 7 章（司法について）関連
- 9 第 8 章（国の行政に関する幾つかの規定）関連
- 10 第 9 章（コミューンについて）関連
- 11 第 10 章（国の公施設法人及び職業機関について）関連
- 12 第 11 章（憲法改正について）及び第 12 章（経過規定）関連

IV 2023 年の改正の全体的評価

- 1 内容上の評価と改正の性格
- 2 有識者の評価

おわりに

キーワード：ルクセンブルク大公国、憲法、改憲、全部改正、一部改正、新憲法の制定

要 旨

- ① 2022 年 12 月、ルクセンブルクの代議院（国会）は、1868 年に制定された憲法の全面的改正案を可決した。改正された憲法は、2023 年 1 月 1 日に公布され、同年 7 月 1 日に施行された。改正の理由は、制定後、数多くの改正を重ねた結果、規定の一貫性・明瞭性が失われたこと、制定時の古い文言を維持している部分については、憲法の規定と実態との間で不整合が見られるものもあったこと等にあった。
- ② 憲法の全面的な見直しの動きは、1970 年代からあったが、2009 年に代議院に提出された憲法改正案が今回の改正の基礎となった。一時期、新憲法案の形式をとることも検討されたが、政党間の交渉を経て、4 つの憲法改正案に分割し、順次、可決・成立させる手続をとることとなった。
- ③ 今回の憲法改正の主な目的は、文言の整理、従来の慣行等の明記といった点にあった。こうした目的から、王室法（ナッソー家協約）に委ねていた大公位の継承等に関する規則や、長らく慣行として確立していた政府に対する信任・不信任の手続が、憲法に明記された。また、国旗・国歌等に関する規定が新設されたほか、人権規定の整理・拡充も行われた。
- ④ このように従来の慣行等の明記が行われた一方で、今回の改正により新たに導入された制度もあった。その例としては、一定数の有権者の支持を得た法律案について代議院に審議を義務付ける国民発案の制度（PML）の創設、裁判官・検察官の任用・懲戒など司法に関する人事権を有する全国司法評議会の新設がある。
- ⑤ そのほか、従来の制度に変更を加える改正もあった。例えば、代議院の調査委員会の設置が少数派の要求でも可能となったほか、憲法法院（憲法裁判所）の権限を拡大する方向での改正も行われた。
- ⑥ ルクセンブルクと同様に、19 世紀に制定された憲法を 20 世紀後半になっても維持していた欧州諸国の中には、スウェーデンやスイスのように、憲法と実態のかい離、憲法の体系性の喪失といった理由から憲法の全面的な見直し（新憲法の制定）を行った国がある。2023 年のルクセンブルクの憲法改正は、このような潮流に属するものである。いずれの国も、長い年月をかけ、政党間の合意を経て、憲法の全面的な見直し作業を完了することができた。

はじめに

ルクセンブルク大公国（以下「ルクセンブルク」という。）は、ベルギー、ドイツ、フランスに囲まれた面積約 2,586 平方キロメートル、人口約 68 万 2000 人（2025 年）の小規模な国である⁽¹⁾。ルクセンブルクは、このような小国でありながら、経済的な豊かさと政治的な安定性を背景に、欧州統合において主導的な役割を果たしてきたとされる⁽²⁾。この安定的な政治の基盤となる制度を法的に長年支えてきたのは、1868 年に制定されたルクセンブルク大公国憲法⁽³⁾（以下「憲法」又は「1868 年憲法」と略記する。）であった。

2022 年末、ルクセンブルクで憲法の大規模な改正が代議院（Chambre des Députés. 国会に当たる。）で可決され、翌年 7 月 1 日に施行された（以下「2023 年の改正」という。）。2023 年の改正は、憲法の基本原理を変更するものではなかったが、憲法の構成を大きく変更し、大半の条文を改正する過去最大規模の改正であった。本稿は、2023 年の改正の経緯及び内容を紹介することを目的とする。以下、Ⅰで 2023 年までの憲法の歴史、Ⅱで 2023 年の改正の背景及び経緯、Ⅲで主な改正内容について解説し、Ⅳで 2023 年の改正の全体的な評価を行う。解説に当たり、1868 年憲法の条文への参照を示すが、特記がない限り、条名は現行憲法のものとし、2023 年の改正前のものについては「旧」を付すこととする。

Ⅰ 憲法の歴史

1 1868 年憲法の制定まで

ルクセンブルクは、15 世紀にハプスブルク家の支配下に入り、独立前は、長らくハプスブルク帝国内の一公国とされていた⁽⁴⁾。その後、1790 年にハプスブルク帝国から独立した南部ネーデルラントの一部となった時期を経て、1815 年のウィーン会議によりルクセンブルクの独立が国際的に承認された。同年のウィーン議定書により、それまで一体的な地域を成していたルクセンブルクとベルギーが分離され、ベルギーはオランダ王国の一部となり、公国（Duché）から大公国（Grand-Duché）に昇格したルクセンブルクは独立国家とされた⁽⁵⁾。ただし、大公はオランダ国王が兼ねるものとされた。それと同時に、新たに結成されたドイツ連邦（オーストリアを盟主とし、神聖ローマ帝国を構成していた領邦を中心とする連合体）に加入するものとされた。1830 年のベルギーのオランダからの独立に際し、ルクセンブルクの領土の大半は

* 本稿の内容は、令和 8（2026）年 8 月 6 日現在である。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。

(1) «Le territoire du Luxembourg.» ルクセンブルク政府ウェブサイト <<https://luxembourg.public.lu/fr/societe-et-culture/territoire-et-climat/territoire.html>>; «La démographie luxembourgeoise en chiffres.» ルクセンブルク国立統計経済研究所ウェブサイト <<https://statistiques.public.lu/fr/publications/series/en-chiffres/2025/demographie-lux-en-chiffres-2025.html>> 面積は佐賀県（約 2,441 平方キロメートル）、人口は徳島県（約 69 万人）と同規模である。総務省統計局『統計でみる都道府県のすがた 2026』2026, pp.2, 12. <https://www.stat.go.jp/data/k-sugata/pdf/all_ken2026.pdf>

(2) Wolfgang H. Lorig und Mario Hirsch, Hrsg., *Das politische System Luxemburgs*, Wiesbaden: VS Verlag für Sozialwissenschaften, 2008, S.7.

(3) Constitution du Grand-Duché de Luxembourg. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/constitution/1868/10/17/n1/jo>>

(4) 以下のルクセンブルクの歴史に関する記述は、おおむね、Pierre Majerus, *L'état luxembourgeois*, 3.éd., Luxembourg: Imprimerie St. Paul, 1970, pp.23-30; Jean Thill, edited and updated by Jörg Gerkrath, "The Grand Duchy of Luxembourg," Leonard Besselink et al., eds., *Constitutional law of the EU member states*, Deventer: Kluwer, 2014, pp.1087-1090 によっている。

(5) かつて欧州には国家の序列があり、王国、大公国、公国の順で格付けされていた。

ベルギーの統治下に入ったが、首都ルクセンブルク市は、オランダを支持するドイツ連邦軍によって占拠された。この分裂状態は、1839 年のロンドン条約により解消され、ルクセンブルクのフランス語圏地域がベルギーに併合され、残りのドイツ語圏地域が新たなルクセンブルク国家となった。1841 年には、ルクセンブルク初の憲法が制定された。この憲法は、オランダ王国基本法（1815 年制定）に倣い、君主に大幅な権限を付与する憲法であったため、議会中心の憲法を支持する自由主義勢力は、1848 年のフランス二月革命等に影響を受けた民衆の圧力を背景に当時の大公ギヨーム 2 世（Guillaume II. オランダ国王ウィレム 2 世（Willem II））に、新たな憲法の制定を求めた。この結果、ベルギー憲法（1831 年制定）に範をとり、大公の権限を制限する自由主義的な憲法が 1848 年に制定された。しかし、1849 年に即位した大公ギヨーム 3 世（Guillaume III. オランダ国王ウィレム 3 世（Willem III））は、この憲法を評価せず、大公の権限の回復を目的とし、政府に憲法改正を指示した。憲法改正を拒否する議会の抵抗に直面したギヨーム 3 世は、議会を解散し、1856 年に憲法の制定を断行した⁽⁶⁾。

1866 年にドイツ連邦が崩壊し、ルクセンブルクに 50 年近く駐留していたドイツ連邦軍が撤退し、1856 年の憲法に基づく体制を支えていた基盤が失われた結果、憲法の見直しが課題となった。こうした国際情勢の変化を受け、ギヨーム 3 世は、自由主義的な憲法の改正を許容し、1848 年の憲法の体制原理⁽⁷⁾を復活させた 1868 年憲法が制定されることとなった⁽⁸⁾。

2 憲法改正の歴史

1868 年憲法は、現在までに、39 回（又は 84 回）改正された⁽⁹⁾。

このうち、初回の 1919 年の改正は、議会制民主主義体制（régime de la démocratie parlementaire）を強化する改正として、2023 年の改正前で最も重要な改正と位置付けられる。改正点は次の 4 つである。①従来、主権の所在を明記していなかったところ⁽¹⁰⁾、主権が国民にあることを明記し、大公が憲法又は法律に従い、主権を行使すると規定した。②従来の納税額に基づく制限選挙の制度を改め、男女を問わず全ての成人の国民に選挙権を付与した。③国民投票制度を導入した。④秘密条約を廃止した。議会制民主主義体制とは、自由選挙によって構成された議会

(6) 1848 年の憲法に規定する改正手続をとらずに改正されているため、実質的には新憲法の制定であるが、当時の勅令では「憲法改正」と位置付けられていた。Thill, *op.cit.*(4), p.1089.

(7) 1848 年の憲法には、国民主権を明記する規定はなかったが、この憲法に含まれる諸規定は、国民主権を前提とするものになっていたとされる。Majerus, *op.cit.*(4), p.26. 1848 年の憲法の第 45 条は、大公は憲法及び憲法に基づき制定された法律により付与された権限のみを行使すると規定していた。これに対し、1856 年の憲法は、この規定を削除し、大公に主権があることを明記した（第 32 条）。1868 年憲法では、この規定は 1848 年の憲法の規定とほぼ同一の内容に戻された（旧第 32 条）。主権原理の変更にについて、これらの規定の変遷を含めて論じた資料として、次を参照。Joseph Bech, «Discours,» Conseil d'État, *Le Conseil d'État du Grand-Duché de Luxembourg: livre jubilaire, publié à l'occasion du centième anniversaire de sa création, 27 novembre 1856 - 27 novembre 1956*, Luxembourg: R. Mehlen, 1957, pp.39-49. <<https://conseil-etat.public.lu/dam-assets/fr/publications/conseil-etat-1856-1956-livre-jubilaire.pdf>>

(8) 1856 年の憲法に規定する改正手続にのっとり改正されたため、法形式的には憲法改正である。1856 年の憲法を改正する法律は、現在でもルクセンブルクの官報のサイトで参照することができる。Loi du 17 octobre 1868, portant révision de la Constitution du 27 novembre 1856. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/1868/10/17/n1/jo>> 憲法の基本原理に変更があったため、新憲法の制定であるととらえ、以下「制定」ということにする。憲法の「改正」と「制定」の違いについては、IV 1 (2) で検討する。

(9) 同一日付の改正を 1 回と数えると 39 回、憲法を改正する法律 1 本につき 1 回と数えると 84 回となる。“Chronologie étendue.” ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/constitution/1868/10/17/n1/jo?extendedTimeline=true>> なお、2026 年 6 月 16 日に、憲法第 15 条第 3 項に新たな段を追加し、自発的に妊娠中絶を行う自由を明記する憲法改正案が代議院で可決された。«Dossier consolidé,» 2026.6.16. 代議院ウェブサイト <https://wdocs-pub.chd.lu/docs/compilation/docpa/pdf/8379_Dossier_Complet.pdf> 現時点では、認証及び公布が確認できなかったが、この改正が認証された場合には、40 回目（又は 85 回目）の改正となる。

(10) 1848 年の憲法同様、1868 年憲法は国民主権を明記していなかった（前掲注(7)参照）。後掲注(6)参照。

から政府が形成され、政府が議会に政治的に責任を負う民主主義体制をいう⁽¹¹⁾。

1948 年には、比較的大規模な改正が行われ、国際的な中立に関する規定の削除や社会権を中心とする人権規定の追加、整備が行われた。また、ルクセンブルクが議会制民主主義体制の下に置かれることを憲法上明記する改正が行われた。

その後、国際法上の機関への主権の委譲手続の追加（1956 年）、21 歳から 18 歳への選挙権年齢の引下げ（1972 年）、代議院の議員定数の固定化（1988 年。従来は人口に比例して変動する制度であった。）等の改正が行われた。

1990 年代から 2000 年にかけては、欧州連合市民への地方参政権付与（1994 年）、行政法院（Cour administrative）及び憲法法院（Cour constitutionnelle）の設置（1996 年）⁽¹²⁾、国際刑事裁判所規程の承認を可能とするための改正（2000 年）など国際機関との関連での改正が多く見られた。2000 年代以降は、男女平等の明記（2006 年）、環境保護規定の追加（2007 年 3 月）など人権に関わる規定の改正のほか、公用収用に伴う補償を収用前に行うことを保障していた規定を削除する改正（2007 年 10 月）、法律の実施を命令に委任する際の条件を明確化する改正（2016 年）など憲法法院の判決に起因する改正が行われた⁽¹³⁾。その他の主な改正として、憲法改正手続（又は立法手続）に関連する改正（2003 年及び 2009 年。詳細は、II 1 (2) (i) で後述）、政党条項の追加（2008 年）、緊急事態条項の追加（2017 年）⁽¹⁴⁾を挙げることができる。

II 改正の背景及び経緯

1 背景

(1) 全面的な憲法の見直しの動き

前記のとおり、ルクセンブルクの憲法の歴史は古く、制定後 150 年以上経った後も改正せずに古い文言を維持している規定が多くあった。このように古い規定が残存している一方、数十回にも及ぶ部分的な改正の結果、規定の一貫性や明瞭性に欠ける面も見られるようになったとされる⁽¹⁵⁾。こうした形式面での問題点のほか、憲法制定後の国際法の変化や憲法上の慣習の形成により、憲法の条文と実際の憲法の運用との間のかい離が見られるようになった⁽¹⁶⁾。そ

(11) Alain Steichen, *La Constitution luxembourgeoise commentée*, Bertrange: Legitech, 2024, pp.45-46.

(12) 行政権に属するともいえる国務院（II 1 (2) (ii) 参照）が行政裁判を管轄していたこと（III 8 (2) 参照）が、独立した裁判所による裁判を保障する欧州人権条約に反すると欧州人権裁判所により判断された。Procola v. Luxembourg (14570/89), 1995.9.28; Jörg Gerkrath, "Constitutional amendment in Luxembourg," Xenophon Contiades, ed., *Engineering constitutional change*, London: Routledge, 2013, p.235. 憲法法院の設置については、次を参照。西澤宗英「ルクセンブルク大公国の憲法法院（1）」『青山ローフォーラム』5 巻 2 号, 2017.3, pp.1-26; 同「ルクセンブルク大公国の憲法法院（2 完）」『青山ローフォーラム』6 巻 1 号, 2017.7, pp.1-35.

(13) Thill, *op.cit.*(4), p.1093; Proposition de révision de l'article 32, paragraphe 3 de la Constitution, (N° 6894 Chambre des Députés Session ordinaire 2015-2016), pp.1-2.

(14) 憲法改正案の説明によると、フランスにおけるテロ事件の発生が改正の契機とされている。Proposition de révision de l'article 32, paragraphe 4 de la Constitution, (N° 6938 Chambre des Députés Session ordinaire 2015-2016), p.1.

(15) Thill, *op.cit.*(4), p.1094.

(16) *ibid.* ルクセンブルクでは、建国以来、軍事的又は経済的に近隣の大国に依存する関係にあらざるを得なかったこともあり、他国との条約など国際法が重んじられていた。Patrick Kinsch, «Le rôle du droit international dans l'ordre juridique luxembourgeois,» *Pasicrisie luxembourgeoise*, vol.34 no.1-2, 2010, p.399. 憲法には特に規定がないが、判例、多くの学説及び国務院は、憲法に対する国際法の優位の原則を認めていた。西澤「ルクセンブルク大公国の憲法法院（1）」前掲注(12), pp.9-10; Bianca Nalbandian, "Luxembourg: an EU-supportive constitutional system (still) in evolution," Alberto Nicotina et al., eds., *EU law and national constitutions*, London: Routledge, 2024, pp.123-125. 2023 年の改正の検討過程では、国務院が、その諮問的意見の中で、国際法の優位の原則を憲法に明記する改正案を検討する意思を代議院が持っているかどうかを確認していたが、この点に関する検討結果は、最終的な憲法改正案に反映されていない。Proposition de révision des chapitres Ier, II, III, V, VII, IX, X, XI et XII de la Constitution: Rapport de la Commission

のため、1970 年代以降、憲法の全面的な改正を目指す動きが本格化し⁽¹⁷⁾、2009 年には、代議院に、「憲法の修正及び再構成に関する改正の提案」という題名を持つ憲法の全面的な改正案⁽¹⁸⁾（以下、この憲法改正案の議案番号をとり、「6030 号案」という。）が提出されるに至った。6030 号案の目的は、①古い用語法を現代風に改めること、②憲法の運用の実態に憲法の条文を適合させること、③憲法に規定されていない慣行や他の法令等で定められていた憲法的事項（例えば、法的位置付けが曖昧であった大公家の王室法である 1783 年のナッソー家協約に規定されていた大公位継承等の規則⁽¹⁹⁾）を憲法に組み込むことにあった⁽²⁰⁾。

（2）憲法改正手続

（i）憲法改正手続規定の改正

憲法改正手続に関する憲法制定当初の規定（旧第 114 条）は、比較的厳格な要件を定めていた。同条に基づく手続は、次のとおりであった。①代議院が投票数の過半数により⁽²¹⁾、改正対象となる憲法規定を宣言し、②代議院が解散され、選挙が実施され、③新たな代議院が、総議員の 4 分の 3 以上の出席で憲法改正案を審議し、投票数の 3 分の 2 以上の賛成という要件の下、憲法改正案（①で改正対象と宣言された憲法規定の改正でなければならない。）を可決し、④大公が憲法改正を裁可し（sanctionner）、認証し（promulguer）、官報で公布する⁽²²⁾。

旧第 114 条は 2003 年 12 月に改正され、憲法改正手続は、次のように改められた。代議院における 3 か月以上の期間を置いた 2 回の議決において投票数の 3 分の 2 以上の賛成で憲法改正案を可決する（改正前のような特別の定足数の規定は削除された。）。1 回目の可決から 2 か月以内に総議員数の 4 分の 1 を超える代議院議員又は 25,000 人以上の有権者の請求があった場合には、2 回目の議決に代わり国民投票（有効投票数の過半数の賛成が必要）が実施される。この改正により、解散総選挙という手続が省かれることになったが、1 回目の議決要件として 3 分の 2 以上という比較的厳格な要件が設定され、国民投票の実施を可能とすることにより、選挙に代わる国民の意思表示の機会を提供することとした。旧第 114 条の改正の主たる目的は、憲法に反する条約を締結する必要がある場合に、迅速な憲法改正を可能にすることにあった

des Institutions et de la Révision Constitutionnelle, (N° 7700¹⁴ Chambre des Députés Session ordinaire 2021-2022), p.3.

(17) Jörg Gerkrath, “Some remarks on the pending constitutional change in the Grand Duchy of Luxembourg,” *European Public Law*, vol.19 no.3, 2013, p.449.

(18) Proposition de révision portant modification et nouvel ordonnancement de la Constitution, (N° 6030 Chambre des Députés Session ordinaire 2008-2009)

(19) 「王室法 (droit princier)」とは、ドイツでは「Hausgesetz (家法)」などと呼ばれる類型の法であり、王公位継承の規則、摂政の方法、嫡出子の指定、養子、王公室財産など王公室に関する事項について、君主が他の国家機関の関与を受けずに、秘密裏に（したがって、官報に公示されずに）制定するものをいう。2011 年 6 月 23 日、男系男子を優先していた大公位継承の規則を男女を問わない長子の継承に改めるナッソー家協約の改正が、2010 年 9 月 16 日付の大公令として官報で公示された。2012 年には、それまで公にされていなかったナッソー家協約の大部分が官報に公示された。リュック・ホイシュリンク（井上武史訳）「ナッソー協約・侯爵法・皇室典範—リュクサンブールと日本の対話のための序説—」『岡山大学法学会雑誌』62 巻 2 号, 2012.12, pp.151-167. この文献では、ルクセンブルク法におけるナッソー家協約の法的位置付けが詳細に検討されている。また、2023 年の改正では、「国家元首の機能 (fonction de Chef de l’État)」の継承と表現されているが（後述Ⅳ 1 (1) 参照）、我が国で一般的に使用される「王位継承」という言葉に近い表現を使うため、本稿では「大公位継承」という。

(20) Proposition (N° 6030), *op.cit.*(18), p.5; Gerkrath, *op.cit.*(17), pp.449-450.

(21) 宣言の表決、裁可、認証及び公布については、法律案と同一の方法が適用される。Majerus, *op.cit.*(4), p.40.

(22) 旧第 114 条には、大公による裁可及び認証に関する規定はなかったが、憲法改正も法律として扱われるため、法律の裁可及び認証に関する旧第 34 条の規定が適用された。Gerkrath, *op.cit.*(12), pp.231-232, 239. 「裁可」とは議会によって採択された条文への同意を表明する行為を意味し、「認証」とは法律の公布及び適用を命ずる行為を意味する。Projet de révision de l’article 34 de la Constitution, (N° 5967 Chambre des Députés Session ordinaire 2008-2009), p.2. 後掲注(25)も参照。

が⁽²³⁾、同条の改正は、憲法の全面的な改正に対しても従来より円滑な改正手続をもたらす効果を持ったため、2023 年の改正を促す 1 つの要因となったとされる⁽²⁴⁾。なお、2009 年には、大公による法律の裁可及び公布に関する旧第 34 条の規定が改正され、大公による裁可の手続が削除されることとなり、憲法改正についても大公による裁可を経る必要がなくなった⁽²⁵⁾。

(ii) 通常の立法手続と憲法改正手続

憲法改正手続について通常の立法手続に比べて要件を加重している憲法を硬性憲法という⁽²⁶⁾。この意味では、1868 年憲法も硬性憲法といえる。この点、1868 年憲法を硬性憲法たらしめている本質的な理由は、2 回の議決を要求している点ではなく、各議決に 3 分の 2 以上の賛成を要求している点にある。ルクセンブルクにおいては、通常の法律の制定改廃についても原則として 2 回の議決が要求されるため、複数回の議決が通常立法と憲法改正を区別する指標とはならない。ルクセンブルクは一院制をとっているため、一定の熟慮期間を設けるという趣旨から⁽²⁷⁾、通常の法律についても 3 か月以上の期間を置いた 2 回の議決を要求している。ただし、国務院(Conseil d'État)の同意を得た上で 2 回目の議決を回避することができる(第 78 条第 4 項(旧第 59 条))。このように、国務院は、法律案を否決することはできないとしても、その最終的な可決を延期させる権限は有するともいえ、事実上、第二院の代替組織としての機能も果たしている⁽²⁸⁾。

国務院は、今回の憲法改正においても重要な役割を果たした機関であり、我が国にはこれに対応する機関が存在しないため、その組織について若干説明を行うこととする。国務院は、大公が構成員として任命する大公位継承者⁽²⁹⁾のほか、21 人の構成員から成る。国務院の半数を超える構成員には、法学の修士の学位等の保有が求められる(国務院の組織に関する法律⁽³⁰⁾第 4 条第 1 項)。21 人の構成員は、政府、代議院及び国務院の提案に基づき(各 7 人)、大公により任命される(同法第 8 条)。国務院の主要な任務は、法律案に対する意見の付与及び法律問題に関する政府への助言である(同法第 1 条及び第 2 条)。法律案は、政府提出又は議員提出にかかわらず、国務院に提出され、その意見を聴取しなければならないが、国務院の意見⁽³¹⁾

⁽²³⁾ Proposition de révision de l'article 114 de la Constitution, (N° 4765 Chambre des Députés Session ordinaire 2000-2001), pp.1-2. 1992 年のマーストリヒト条約批准の際、欧州連合市民に対する地方参政権の保障を内容とする同条約の規定とこうした権利を外国人に保障していない憲法の規定の関係が問題となった。この点について憲法を改正せずに同条約を批准することは、旧第 113 条が禁止する憲法規定の停止に当たるとして、ルクセンブルク国内では憲法改正前の批准に反対する意見も一部あった。前掲注⁽¹⁶⁾のとおり、国際法は憲法に優位するため、憲法を改正せずに憲法に抵触する条約を締結することは理論的に可能であるが、こうした反対意見等を考慮し、憲法改正手続を改正するに至ったとされる。Gerkrath, *op.cit.*(12), pp.244, 247.

⁽²⁴⁾ Gerkrath, *op.cit.*(17), p.451.

⁽²⁵⁾ 議会制民主主義を強化した改正と位置付けられる 1919 年の憲法改正以降、立法(及び憲法改正)に関する大公の権限は、形式的なものとみなされるようになったため、旧第 34 条に規定する裁可の手続も形式的なものと理解されていた。しかし、2008 年に、アンリ(Henri)大公(当時。後掲注⁽⁴⁴⁾参照)が安楽死に関する法律案の裁可を拒み、実質的な権限を行使した事例があったため、2009 年にこのような改正が行われ、裁可の権限自体を廃止した。Gerkrath, *op.cit.*(12), pp.233, 243, 251.

⁽²⁶⁾ これに対し、英国のように通常の立法手続と同一の手続で改正することができる憲法を軟性憲法という。大須賀明ほか編『三省堂憲法辞典』三省堂, 2001, p.141.

⁽²⁷⁾ Majerus, *op.cit.*(4), p.198.

⁽²⁸⁾ Thill, *op.cit.*(4), p.1121. ただし、2 回目の議決が回避されるのが通例で、国務院が同意を拒否した事例は極めて少ない。Mario Hirsch und Marc Thewes, „Die Verfassung.“ Lorig und Hirsch, Hrsg., *op.cit.*(2), S.102.

⁽²⁹⁾ 「大公位継承者(Grand-Duc héritier)」とは、「長子継承規則に従い、大公位に就くことが予定された大公家の成員」である。2012 年 6 月 18 日大公令第 4a 条(Décret grand-ducal du 18 juin 2012 portant coordination du Statut de famille du 5 mai 1905. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/filestore/eli/etat/adm/memorial/2012/b51/fr/pdf/eli-etat-adm-memorial-2012-b51-fr-pdf.pdf>>).

⁽³⁰⁾ Loi du 16 juin 2017 sur l'organisation du Conseil d'État. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/2017/06/16/a592/jo>>

⁽³¹⁾ 政策的な妥当性についても意見を述べることもあるが(Hirsch und Thewes, *op.cit.*(28), S.102.)、主として法的観点からの意見で、憲法や国際法といった高次の法に適合するか否かといった観点からの意見が多い。

は諮問的な性格しか持たないため、政府又は代議院はこれに拘束されない⁽³²⁾。2023 年の改正に際しても、後述するように（Ⅱ 2）、国務院は重要な諮問的意見を提供した。

2 経緯（2009 年～2023 年）

2009 年に、憲法の全面的な改正を内容とする憲法改正案（6030 号案）が議員提出法案として代議院に提出された（Ⅱ 1（1）参照）。6030 号案は、常任委員会の 1 つである政治制度・憲法改正委員会（Commission des Institutions et de la Révision Constitutionnelle. 以下「委員会」という。）に付託された。6030 号案は、2013 年 11 月に開始された議会期⁽³³⁾においても継続して審議され⁽³⁴⁾、その間、国務院、職業団体などの国内機関・組織やヴェニス委員会⁽³⁵⁾といった国外の機関に対し、意見の照会が行われた⁽³⁶⁾。このうち、6030 号案は内容的に見て憲法改正ではなく新憲法制定の性格を持っているのではないかという国務院の意見を受け⁽³⁷⁾、2015 年 3 月、委員会は、新憲法の制定という方針をとることとし、6030 号案の題名を「憲法の修正及び再構成に関する改正の提案」から、「新たな憲法の制定に関する改正の提案」に変更した⁽³⁸⁾。

委員会は、各会派に対し新憲法制定に当たり事前に国民の意見を確認した方がよいと思われる事項の提案を募った。この結果、2015 年 6 月に次の 3 項目⁽³⁹⁾について諮問的な国民投票⁽⁴⁰⁾が実施されることとなった。3 項目とは、① 16 歳以上 18 歳未満のルクセンブルク国民が、代議院、欧州議会及びコミューン⁽⁴¹⁾議会の選挙並びに国民投票に参加するために、任意で選挙人名簿に登録する権利を有すること。② ルクセンブルクに 10 年以上居住し、かつ、コミューン議会又は欧州議会の選挙における投票経験のある外国人が、代議院の選挙に参加するために、任意で選挙人名簿に登録する権利を有すること。③ 政府の構成員（Ⅲ 6（2）参照）の連続する任期を最長 10 年に制限することである。投票の結果、いずれの質問についても反対多数と

(32) Thill, *op.cit.*(4), pp.1119-1120; Gerkrath, *op.cit.*(12), p.242.

(33) 「議会期（législature）」とは、選挙後、新たに選挙された議員が召集される初回の会議から当該議員の任期が終了するまでの期間をいう。

(34) ルクセンブルクにおいては、次の議会期に継続して議案を審査することができる。Herbert Döring, “Time as a scarce resource,” Herbert Döring, ed., *Parliaments and majority rule in Western Europe*, Frankfurt: Campus Verlag, 1995, p.242.

(35) ヴェニス委員会（正式名称は「法による民主主義のための欧州委員会」）は、欧州評議会（Council of Europe）の憲法分野の諮問委員会であり、欧米諸国を中心に 61 か国が加盟し、日本もオブザーバーとして参加している。加盟各国が任命する法律等の専門家が個人の資格において委員を務め、加盟国に対する法的助言の提供等の活動を行っている。山田邦夫「欧州評議会ヴェニス委員会の憲法改革支援活動—立憲主義のヨーロッパ規準—」『レファレンス』683 号, 2007.12, pp.46-53. <<https://doi.org/10.11501/998387>> 今回の憲法改正においてヴェニス委員会の見解を採り入れた事例又は採り入れなかった事例については、後掲注(69)、(114)及び(115)を参照。

(36) Proposition de révision portant instauration d’une nouvelle Constitution: Rapport de la Commission des Institutions et de la Révision Constitutionnelle, (N° 6030²⁷ Chambre des Députés Session ordinaire 2017-2018), p.2.

(37) Proposition de révision portant instauration d’une nouvelle Constitution: avis du Conseil d’État, (N° 6030⁶ Chambre des Députés Session ordinaire 2011-2012), p.6.

(38) 新憲法の制定に方針を転換したが、改正手続上の変更は特になく、旧第 114 条に規定する手続に基づいて改正（新憲法の制定）が続行された。

(39) 2013 年に成立した社会労働党、民主党及び緑の党の連立政権の政府綱領（後掲注(49)参照）では 4 つの質問事項が掲げられていた。《Programme gouvernemental》, [2013.] p.6. ルクセンブルク政府ウェブサイト <<https://gouvernement.lu/dam-assets/fr/dossiers/gouv-2013/assermentation/programme-gouvernemental.pdf>> 4 項目のうち、「聖職者への資金供与（financement des ministres des cultes）」については、2015 年 1 月末に、国と主要宗教共同体との間で合意が成立し、国と宗教共同体の関係に関する協約に関する憲法規定（旧第 22 条）並びに聖職者の給与及び年金の国庫負担に関する憲法規定（旧第 106 条）を、国と宗教共同体との分離に関する新たな規定に置き換えること（Ⅲ 9（4）参照）が決定されたため、質問事項から除外された。Proposition (N° 6030²⁷), *op.cit.*(36), p.24.

(40) 旧第 51 条第 7 項の規定に基づき実施された。旧規定については、Ⅲ 5（4）(iii)を参照。この規定は、国民投票の法的効果について明示的に定めていないが、同条に基づいて実施される国民投票は諮問的な性格を有すると解釈されていた。Le Conseil d’Etat, *gardien de la Constitution et des droits et libertés fondamentaux*, Luxembourg: Conseil d’Etat, 2006, p.215.

(41) ルクセンブルクの基礎自治体である。後述Ⅲ 10 参照。

なり⁽⁴²⁾、①～③の提案事項の 6030 号案への追加は見送られることとなった⁽⁴³⁾。

国民の意見を反映させるため、国民投票のほか、2015 年 7 月、代議院は、「あなたの提案 (Är Virschléi)」というウェブサイトを開設し、同年 10 月 13 日まで意見の募集を行った。139 人の国民がウェブサイトに意見を寄せ、その全提案のうち、委員会での議論を経て 93 件を検討の対象にすることとした⁽⁴⁴⁾。2016 年 7 月 8 日、ウェブサイトに意見を寄せた国民のうち、38 人を公聴会に招致し、議論を行った⁽⁴⁵⁾。

このような経過を経て、2018 年 6 月、委員会において、修正を加えた 6030 号案⁽⁴⁶⁾が民主党 (DP)、社会労働党 (LSAP) 及び緑の党の与党会派並びに野党第一会派のキリスト教社会党 (CSV) の賛成により可決された。しかし、憲法改正の問題を選挙における政党間の争いの対象とすべきではないと主張する CSV の要請に基づき、本会議における採決は、同年 10 月の代議院議員選挙後に行われることとされた⁽⁴⁷⁾。選挙の結果、引き続き、DP、LSAP 及び緑の党による連立政権が維持されることとなった⁽⁴⁸⁾。同年 12 月に代議院に提出された連立政権の政府綱領 (programme gouvernemental)⁽⁴⁹⁾では、新憲法案を議会の採決及び国民投票に付す⁽⁵⁰⁾という方針及びそのプロセスにおいて幅広い協議 (large consultation) に委ね、この協議を 2019 年 5 月の欧州議会選挙後に開始するという方針が示された⁽⁵¹⁾。当初、CSV は、この方針を受け入れていたが、同年 7 月に立場を変更し、代議院での採決に先立ち、諮問的な国民投票を実施し、その結果を新憲法案に反映するよう要求した。CSV は、この要求が受け入れられなければ新憲法案に反対票を投じると表明した⁽⁵²⁾。その後の政党間の交渉の結果、与党と CSV の間で 2019 年 12 月に合意が成立し、当初の構想に立ち戻り、新憲法の制定ではなく、現行憲法

(42) 国民投票についても国政選挙と同様 (後述Ⅲ 5 (2) 参照)、義務投票制がとられている。投票率は、86.99%であった。それぞれの質問の回答結果 (無効票及び白票を除く。) は次のとおり。①賛成 19.13%、反対 80.87%、②賛成 21.98%、反対 78.02%、③賛成 30.07%、反対 69.93%。«Référendum du 7 juin 2015.» ルクセンブルク政府選挙情報ウェブサイト <<https://elections.public.lu/fr/referendum/2015/resultats.html>>

(43) Proposition (N° 6030²⁷), *op.cit.*(36), pp.24-25.

(44) *ibid.*, p.25.

(45) 2023 年の改正で追加された条文のうち、子どもの権利、社会対話 (Ⅲ 3 (3) 参照)、文化へのアクセスに対する権利、科学的研究の自由、国民発案及びオンブズマンに関する条文には、こうした国民参加の結果が反映されているとされる。*ibid.*

(46) *ibid.*

(47) „Der lange Marsch“; Der Verfassungsausschuss stellt den Bericht zur Reform des Grundgesetzes vor,“ *Luxemburger Wort*, 2018.6.21. 後述のとおり、与党会派は新憲法案を国民投票に付する予定であったため、CSV は、この国民投票が選挙と同時期になることを避けるべきであると主張したものと考えられる。

(48) 全 60 議席のうち、CSV が 21 議席、DP が 12 議席、LSAP が 10 議席、緑の党が 9 議席を獲得した。

(49) 「政府綱領」とは、連立政権の樹立に当たって、連立を構成する政党間の合意事項を示した文書である。選挙後の議会期における新政権の計画全体を示すものである。Steichen, *op.cit.*(11), p.361.

(50) 2018 年の政府綱領には、この国民投票が憲法のいずれの条に基づくものであるかの説明がないが、2017 年の段階から新憲法を国民投票に付することは主要政党の了解事項であり、旧第 114 条の規定に基づいて (すなわち、代議院における 1 回目の議決の後に実施される、結果が拘束力を持つ国民投票として) 実施されることが予定されていたため (Jörg Gerkrath, “The ‘sudden eagerness’ to consult the Luxembourgish people on constitutional change,” Xenophon Contiades and Alkmene Fotiadou, eds., *Participatory constitutional change*, London: Routledge, 2017, p.150.), 2018 年の政府綱領にいう国民投票も旧第 114 条に基づくものであったと考えられる。

(51) «Déclaration sur le programme gouvernemental 2018-2023,» 2018.12.11, p.21. ルクセンブルク政府ウェブサイト <<https://gouvernement.lu/dam-assets/fr/publications/accord-coalition/2018-2023/Declaration-sur-le-programme-gouvernemental-2018-2023-version-FR.pdf>> ここでいう「協議」は、国民に周知し、説明し、意見を求めるプロセスを意味している。Commission des Institutions et de la Révision Constitutionnelle Procès-verbal de la réunion du 14 décembre 2018, (Chambre des Députés Session ordinaire 2018-2019), p.4.

(52) Commission des Institutions et de la Révision constitutionnelle Procès-verbal de la réunion du 17 juillet 2019, (Chambre des Députés Session ordinaire 2018-2019), p.5. この CSV の態度変更の理由については明らかにされておらず、かつて CSV の代議院議員として 2004 年 6 月の議会期まで委員会の委員長を務めていたマイヤース (Paul-Henri Meyers) 氏は、選挙法改正をめぐる政治的な駆け引きが背後にあったのではないかと推測している。„Die Verfassung darf kein Flickwerk sein“, *Tageblatt*, 2019.12.5.

の全面的な改正を基本とすることが決定された。具体的には、次の 5 点が確認された。①憲法の条文を現状に合わせ更新する共通の意思があり、現状維持は選択肢にないこと、②憲法の現代化 (modernisation) の提案に関しては、過去 15 年間に行われた委員会における検討作業及び「あなたの提案」を通じて寄せられた国民の意見を十分に考慮に入れること、③段階的に、まとめごとに、委員会が定めた優先事項に従って改正作業を進めること、④広範なコンセンサスがあった具体的な改正項目の暫定的なリストを委員会において決定することができたこと、⑤逐次、広範なコンセンサスに基づく新たな提案を行うことができるように、今後の憲法の改正のプロセスを開かれたものにする⁽⁵³⁾。

③の方針に従い、2020 年 5 月以降、6030 号案の内容をほぼ受け継ぐ⁽⁵⁴⁾憲法改正案が 4 本の改正案に分割されて代議院に提出された。4 本の改正案とは、司法に関する改正案 (同月 5 日提出)⁽⁵⁵⁾、国家の基本原則、大公、政府、コミュン等に関する改正案 (同年 11 月 17 日提出)⁽⁵⁶⁾、権利及び自由に関する改正案 (2021 年 4 月 29 日提出)⁽⁵⁷⁾並びに代議院及び国務院に関する改正案 (同年 6 月 29 日提出)⁽⁵⁸⁾である。2018 年の政府綱領では、新憲法に対する国民投票が予定されていたが、今や憲法改正案が 4 本に分割され、「もはや統一的な改正案とはいえない」⁽⁵⁹⁾という理由から国民投票の実施は見送られることとなった。改正案はいずれも代議院における 2 回の投票で可決された。それぞれの表決日、大公による認証日、官報における公布日は表 1 のとおりである。4 本の憲法改正は全て、公布のあった月から数えて 6 番目の月に施行されるという各改正法内の規定に基づき、2023 年 7 月 1 日に施行された。

表 1 憲法改正案の可決、認証及び公布の日付

憲法改正案の内容 (議案番号)	第 1 回の可決	第 2 回の可決	認証	公布
司法に関する憲法改正 (7575 号案)	2021.10.20	2022.12.21	2023.1.17	2023.1.18
国家の基本原則、大公、政府、コミュン等に関する憲法改正 (7700 号案)	2022.1.25	2022.12.22	2023.1.17	2023.1.18
権利及び自由に関する憲法改正 (7755 号案)	2022.3.9	2022.12.22	2023.1.17	2023.1.18
代議院及び国務院に関する憲法改正 (7777 号案)	2022.7.13	2022.12.22	2023.1.17	2023.1.18

(出典) «Révisions de la Constitution.» 代議院ウェブサイト <<https://www.chd.lu/fr/RevisionsConstitution>>; Paul Schmit et Georges Wivenes, *Précis de droit constitutionnel luxembourgeois*, Bertrange: Legitech, 2025, p.584 を基に筆者作成。

Ⅲ 主な改正内容

1 憲法の構成

改正前と改正後の憲法の構成を比較すると次の表 2 のようになる。

⁽⁵³⁾ Proposition de révision du chapitre IV et Vbis de la Constitution: Rapport de la Commission des Institutions et de la Révision Constitutionnelle, (N° 7777⁸ Chambre des Députés Session ordinaire 2021-2022), pp.1-2.

⁽⁵⁴⁾ Jörg Gerkrath, “Luxembourg,” Richard Albert et al., *The 2022 global review of constitutional law*, [Trieste:] EUT Edizioni Università di Trieste, 2023, p.231. <<https://dx.doi.org/10.2139/ssrn.4617537>>

⁽⁵⁵⁾ Proposition de révision du chapitre VI de la Constitution, (N° 7575 Chambre des Députés Session ordinaire 2020-2021)

⁽⁵⁶⁾ Proposition de révision des chapitres Ier, II, III, V, VII, IX, X, XI et XII de la Constitution, (N° 7700 Chambre des Députés Session ordinaire 2020-2021)

⁽⁵⁷⁾ Proposition de révision du chapitre II de la Constitution, (N° 7755 Chambre des Députés Session ordinaire 2020-2021)

⁽⁵⁸⁾ Proposition de révision des chapitres IV et Vbis de la Constitution, (N° 7777 Chambre des Députés Session ordinaire 2020-2021)

⁽⁵⁹⁾ LSAP のディ・パルトロメオ (Mars di Bartolomeo) 政治制度・憲法改正委員会委員長による説明である。„Neue Verfassung stellt sich dem Volk,“ *Tageblatt*, 2021.10.8.

表 2 改正前及び改正後の憲法の構成

改正前		改正後	
章とその見出し	構成する条	章とその見出し	構成する条
第 1 章 国家、その領土及び大公について	第 1 条～第 8 条	第 1 章 国家、その領土及びその住民について	第 1 条～第 8 条
第 2 章 政治的な自由及び基本的な権利について	第 9 条～第 31 条	第 2 章 権利及び自由について	第 9 条～第 43 条
第 3 章 主権について	第 32 条～第 49 条の 2	第 3 章 大公について	第 44 条～第 61 条
第 4 章 代議院について	第 50 条～第 75 条	第 4 章 代議院について	第 62 条～第 86 条
第 5 章 大公の政府について	第 76 条～第 83 条	第 5 章 政府について	第 87 条～第 94 条
第 5 章の 2 国務院について	第 83 条の 2	第 6 章 国務院について	第 95 条～第 96 条
第 6 章 司法について	第 84 条～第 95 条の 3	第 7 章 司法について	第 97 条～第 112 条
第 7 章 公的な実力組織について	第 96 条～第 98 条	第 8 章 国の行政に関する幾つかの規定	第 113 条～第 120 条
第 8 章 財政について	第 99 条～第 106 条		
第 9 章 コミューンについて	第 107 条～第 108 条	第 9 章 コミューンについて	第 121 条～第 127 条
第 10 章 公施設法人について	第 108 条の 2	第 10 章 国の公施設法人及び職業機関について	第 128 条～第 129 条
第 11 章 一般規定	第 109 条～第 115 条	第 11 章 憲法改正について	第 130 条～第 131 条
第 12 章 経過規定及び補則	第 116 条～第 121 条	第 12 章 経過規定	第 132 条

(出典) 改正前及び改正後の憲法の条文を基に筆者作成。

2 第 1 章（国家、その領土及びその住民について）関連

(1) 改正の概要

旧第 1 章には、節 (section) の区分がなかったが、改正後は、「国家、その政治体制及び主権について」(第 1 節：第 1 条～第 5 条) と「領土について」(第 2 節：第 6 条～第 8 条) に分けられた。旧第 1 章には、国家体制の原則、領土の区画の変更の手続、大公に関する規定（不可侵性、大公位の継承等）が置かれていたが、改正後は、大公に関する規定が第 3 章に移された。第 1 節に法治国家の原則、人権の尊重、国旗・国歌、欧州統合等の規定が追加された。

(2) 国家、その政治体制及び主権

(i) 国家体制の原則、主権

ルクセンブルクが「議会制民主主義体制」(I 2 参照)の下にあるという規定(旧第 51 条第 1 項)が代議院に関する章(第 4 章)から第 1 章に移され、これに加え、ルクセンブルクが「立憲君主制(monarchie constitutionnelle)」⁽⁶⁰⁾の国家体制をとることも明記された(第 2 条第 1 段⁽⁶¹⁾)。同時に、法治国家の原則(principes d'un État de droit)及び人権の尊重も明記された(同条第 2 段)。また、主権⁽⁶²⁾が国民にあるとする規定が第 3 章(旧第 32 条第 1 項)から第 1 章(第 3 条)に

(60) 「立憲君主制」とは、君主が憲法で明示的に付与された権限以外の権限を行使してはならない体制を意味するとされる。Proposition (N° 7700), *op.cit.*(56), p.3.

(61) ルクセンブルク法では、条 (article) 内の法文が複数の項 (paragraphe) に分かれる場合と複数の段 (alinéa) に分かれる場合がある。項の場合は丸括弧にくくられた数字 ((1), (2) など) が冒頭に付されるが、段の場合は改行で区切られるのみである。項が複数の段に分けられる場合もある。

(62) なお、「主権」について、改正前は「puissance souveraine」という言葉が使われていたが、改正後は「souveraineté」に変更されている。憲法改正案では、言葉を変えたことに言及はあるものの、変更の意義について特に解説はない。Proposition (N° 7700¹⁴), *op.cit.*(16), p.12. 改正憲法の解説書でこれらの言葉が代替的に使用されている (S Paul Schmit et Georges Wivenes, *Précis de droit constitutionnel luxembourgeois*, Bertrange: Legitech, 2025, pp.33-35.) ことに鑑みると、内容的な相違はないものと考えられる。

移された。旧規定では、(国民にある)主権を大公が行使すると規定していたが⁽⁶³⁾、改正後の憲法から、このような文言は削除された。

なお、2023 年の改正では、大公の権限行使が形式的なものとなっている実態に適合させるための改正が多く行われたが、改正後も実質的に政治的な権限を行使できるような規定が残されている。この点、国政に関する権能を持たない我が国の天皇と大きく異なっていることに留意すべきである⁽⁶⁴⁾。

(ii) 言語、国旗、国歌

改正前の憲法は、言語について、「行政及び司法に関する言語の使用については法律で規定する」と規定していたが(旧第 29 条)、改正後は、「ルクセンブルク大公国の言語 (langue du Grand-Duché de Luxembourg) は、ルクセンブルク語⁽⁶⁵⁾であり、ルクセンブルク語、フランス語及びドイツ語の使用については法律で定める」と規定し(第 4 条第 1 項)、具体的な言語名を明示する一方で、言語の使用分野に関する言及を削除した。「行政及び司法」という使用分野を削除した理由は、法律制定機関に柔軟性を持たせるためであると説明されている⁽⁶⁶⁾。旧第 29 条に基づいて制定された 1984 年 2 月 24 日の法律⁽⁶⁷⁾は、ルクセンブルク語が国語 (langue nationale)⁽⁶⁸⁾であり(第 1 条)、法令で使用する言語はフランス語であり(第 2 条)、行政及び司法においてはルクセンブルク語、フランス語、ドイツ語のいずれを使用してもよいことを定めている(第 3 条)。同法の規定は、今回の憲法改正によってもなお改正されなかった⁽⁶⁹⁾。

また、国旗及び国歌に関する規定が追加された(第 4 条第 2～4 項)。

(iii) 欧州統合

改正前の憲法に、国際法上の機関への国家権力の行使の委譲に関する規定は存在したが(旧第 49 条の 2)、欧州統合について明示的に定める規定は存在しなかった。ルクセンブルクが、欧州統合へ参画することが明記された(第 5 条第 1 段)ほか、国家権力の行使の委譲先として国際機関⁽⁷⁰⁾に加え欧州連合が明記された(同条第 2 段)。

(63) 旧第 32 条は、憲法制定当初は、大公が憲法及び法律に従って主権を行使することのみを定める規定であったが(主権の所在に関する規定はなかった。前掲注(10)参照。)、1919 年の憲法改正により、複数の段から成る条に改められ、その第 1 段で国民主権が明記された。大公が主権を行使する旨の文言は、妥協の結果、同条の第 2 段として残されたとされるが、今回の改正による削除により主権の問題における「君主 (monarque)」の「後退 (recul)」の仕上げがなされたと評価されている。Steichen, *op.cit.*(11), p.51.

(64) 例えば、政府の形成の際の組閣担当者選任に関する判断(Ⅲ 6 (2))、政府の辞職の際に、新政府の組織又は早期選挙の実施のいずれの方策を選択するか判断(Ⅲ 6 (4))は、大公に委ねられているといえる。

(65) ルクセンブルク語は、元来、ドイツ語の一方言であったが、国民意識の醸成とともに、固有の言語として認識されるようになったとされる。小川敦「多言語社会ルクセンブルク」田原憲和・木戸紗織編著『ルクセンブルクを知るための 50 章』(エリア・スタディーズ 171) 明石書店, 2018, p.29.

(66) Proposition (N° 7700), *op.cit.*(56), p.16; Steichen, *op.cit.*(11), p.61.

(67) Loi du 24 février 1984 sur le régime des langues. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/1984/02/24/n1/jo>>

(68) 「国語」とは、日常的に使用される言語をいう。Steichen, *op.cit.*(11), p.60.

(69) 国務院は、1984 年の法律に倣い、改正後の憲法に「ルクセンブルク語は、国語である」と規定することを提案し(Proposition (N° 6030⁶), *op.cit.*(37), p.15.)、ヴェニス委員会は、憲法改正案における言語規定について、現行規定のように「ルクセンブルク大公国の言語は、ルクセンブルク語である。」と規定しても法規範にならないと批判したとされるが、代議院は、この文言を維持して憲法改正案を可決した。この結果、憲法と 1984 年の法律の文言が一致しないこととなったが、このような選択をした理由について説明する議会資料は見当たらなかった。ルクセンブルク国内の文献でも、ルクセンブルク語の知識が帰化の要件となっていることを理由に、ルクセンブルク語を「国語」として規定する方が国籍取得の際の言語要件の憲法上の根拠としては適切であったとして、今回の改正を批判する見解もある。Schmit et Wivenes, *op.cit.*(62), p.139.

(70) 改正前は、国家権力の移譲の対象は、「国際法上の機関 (institutions de droit international)」とされていた。この言葉を使うことにより、「国際機関 (institutions internationales)」のほかに「超国家機関 (institutions supranationales)」

(3) 領土

改正前は、領土の割譲、交換又は併合は、法律によらなければならないとされていたが（旧第 37 条第 5 項）、改正後は、特別多数決で採択される法律によらなければならないとされた（第 6 条）。憲法にいう「特別多数」とは投票数の 3 分の 2 以上の多数をいう（第 71 条第 3 段）。その他、代議院の会議は行政機関の所在地で開催されるという規定（旧第 71 条）が、憲法上の機関の所在地はルクセンブルク市とするという規定に改められた（第 8 条）。

3 第 2 章（権利及び自由について）関連

(1) 改正の概要

個人の権利及び自由に関する規定（以下「人権規定」という。）については、新たな規定の追加のほか⁽⁷¹⁾、既存の規定の内容の整理が行われた。

改正前の第 2 章には節がなかったが、改正後は、「国籍及び政治的な権利について」（第 1 節：第 9 条～第 11 条）、「基本的な権利（*droits fondamentaux*）について」（第 2 節：第 12 条～第 14 条）、「公的な自由（*libertés publiques*）について」（第 3 節：第 15 条～第 37 条）及び「憲法的な価値を有する目標（*objectifs à valeur constitutionnelle*）について」（第 4 節：第 38 条～第 43 条）の 4 つの節に分けられた。「政治的な権利」とは、主権者として社会活動に参画する権利、具体的には選挙や国民投票等に参加する権利をいう⁽⁷²⁾。「基本的な権利」とは、絶対的かつ不可侵の権利及び自由であり、法律であっても制限することができないものをいい、「公的な自由」とは、法律による制限を受け得る権利及び自由をいう⁽⁷³⁾。第 4 節では、「憲法的な価値を有する目標」として国家目標が規定され、立法機関など公的機関に対し何らかの措置をとることが促されている。他の節に規定する権利及び自由と異なり、個人がこれらの規定を根拠に裁判所において法的な請求権を行使することはできないとされる⁽⁷⁴⁾。

本節の末尾に、改正前の人権規定と改正後の人権規定の対照表（表 3）を示した。

(2) 基本的な権利及び公的な自由

新たに追加された人権規定のうち、基本的な権利に該当するものは、人間の尊厳の不可侵（第 12 条）、身体的及び精神的な完全性に対する権利（第 13 条第 1 項）、拷問の禁止、非人道的刑罰・取扱い等の禁止（同条第 2 項）、思想、良心及び宗教の自由（第 14 条）である⁽⁷⁵⁾。

新たに追加された人権規定のうち、公的な自由に該当するものは、家族を築く権利及び家庭生活の尊重に対する権利（第 15 条第 4 項）、子どもの利益の尊重、子どもの意見表明の自由、保護・自らの発展等に対する子どもの権利（同条第 5 項）、法定の裁判所で裁判を受ける権利（第

も含まれることを明確にする意図があったとされる。*Le Conseil d'Etat, gardien de la Constitution et des droits et libertés fondamentaux*, *op.cit.*(40), p.195. 改正後は、超国家機関とされる欧州連合を別に規定したことにより、包括的な意味を持つ「国際法上の機関」という言葉を使用する必要性が薄れたものと考えられる。

(71) 追加に当たっては、欧州人権条約、欧州連合基本権憲章等が参照されたという。Proposition de révision du chapitre II de la Constitution: Rapport de la Commission des Institutions et de la Révision Constitutionnelle, (N° 7755¹² Chambre des Députés Session ordinaire 2022-2023), p.9.

(72) Schmit et Wivenes, *op.cit.*(62), p.159; Steichen, *op.cit.*(11), p.82.

(73) Steichen, *ibid.*, pp.88, 96.

(74) Proposition (N° 7755), *op.cit.*(57), pp.2-4.

(75) 内容的に第 12 条に重なる部分がある旧規定としては、国家による人及び家族の自然権の保障に関する規定（旧第 11 条第 1 項）がある。Schmit et Wivenes, *op.cit.*(62), p.587. 第 2 節中、ほぼ同一内容として改正前からある規定は、死刑の禁止の規定のみである（第 13 条第 2 項第 2 段（旧第 18 条））。

18 条第 1 段)、遡及処罰の禁止 (第 19 条第 2 段)、事後の重罰化の禁止 (同条第 3 段)、情報に関する自己決定権 (第 31 条)、庇護 (ひご) 権 (第 32 条) などである。公的な自由のうち、規定内容の整理が行われた例としては、次のようなものを挙げることができる。旧第 12 条の人身の自由及び刑事裁判手続上の権利に関する規定について、無罪の推定などの原則を追加した上で、単項であった規定を複数の項で規定し直すなどの整理を行った (第 17 条) ほか、旧第 19 条及び旧第 20 条の信仰の実践の自由等に関する規定が、哲学上の信条表明の自由も含めた規定とされ、1 つの条に規定し直された (第 24 条)⁽⁷⁶⁾。

また、公的な自由の行使を制限する場合の条件に関する規定 (第 37 条) が新たに設けられた。第 37 条の規定内容は次のとおりである。「公的な自由の制限は、法律を根拠とし、制限の際には、これらの自由の本質的な内容を尊重しなければならない。制限は、比例原則に従い、民主的な社会において必要である場合であり、かつ、一般の利益の目的又は他者の権利及び自由の保護の必要性に対応している場合にのみ行うことができる。」

(3) 憲法的な価値を有する目標

憲法的な価値を有する目標のうち、今回の改正で新たに規定された事項又は規定内容が改正された事項を列举すると、次のとおりである。

社会対話⁽⁷⁷⁾の促進 (第 39 条)、尊厳のある生活及び適切な住居への配慮 (第 40 条)⁽⁷⁸⁾、生物多様性及び環境の保護 (第 41 条第 1 段)⁽⁷⁹⁾、気候変動及び気候中立のための取組 (同条第 2 段)、感覚を備えた人間以外の生物としての動物の福祉の保護 (同条第 3 段)⁽⁸⁰⁾、文化へのアクセス及び文化的発展に対する権利の保障 (第 42 条第 1 段)、文化遺産の保護の促進 (同条第 2 段)、科学研究の自由の促進 (第 43 条)。

(76) なお、第 14 条の宗教の自由 (liberté de religion) の規定は、内心の自由を保障する規定であり、第 24 条第 2 段の信仰の自由及びこれを実践する自由 (liberté des cultes et celle de leur exercice) の規定は、その宗教的信仰を外面的に表現する自由を保障する規定である。Steichen, *op.cit.*(11), p.142; Schmit et Wivenes, *ibid.*, p.209.

(77) ルクセンブルクでは、政府、使用者及び労働組合の代表者三者による社会・経済政策に関する協議が制度化されている。《Tripartite: Luxembourg's social model.》ルクセンブルク政府ウェブサイト <<https://luxembourg.public.lu/en/society-and-culture/political-system/tripartite.html#section-content>> 第 39 条 (出典として示した 7755 号の憲法改正案の段階では、「第 31 条の 3」であった。) に規定する「社会対話 (dialogue social)」は、これらの協議に加え、企業レベルでの使用者と労働者の対話も含むと解されている。Proposition (N° 7755), *op.cit.*(57), p.14. 4 本の憲法改正案のうち、最後に提出された第 7777 号について委員会が修正で追加した条 (第 4 条) には、4 本の憲法改正案に基づく改正された憲法の全ての条文について、条名の振り直しをする旨の規定があった。Proposition (N° 7777⁸), *op.cit.*(53), p.24. このため、憲法改正案と公布された憲法との間に上記のような番号の相違が生じる。

(78) 憲法改正案の説明では、新規の規定として扱われていない。同案は、適切な住居の供給の保障は、貧困の撲滅という国の目標との関連において検討されなければならないと説明しており、改正前には「法律は、… (中略) …貧困の撲滅について定める」と規定する旧第 11 条第 5 項の規定が存在していたため、新規の規定に含めていないものと考えられる。Proposition (N° 7755¹²), *op.cit.*(71), pp.11, 18. 本稿では、貧困撲滅という目標のうち、適切な住居の供給という具体的な目標を特に明記した点に着目し、新規の規定と整理した。

(79) 環境の保護については、従来から国による保障に関する規定があった (旧第 11 条の 2)。旧規定の日本語訳については、次を参照。山岡規雄「諸外国の憲法における動物保護規定」『外国の立法』No.293, 2022.9, pp.63-64. <<https://doi.org/10.11501/12321390>> 今回の改正では、この規定に生物多様性の保全の保障が追加された。

(80) 従来の動物保護の規定 (旧第 11 条の 2) に加え、動物について「感覚を備えた人間以外の生物としての性質」を認めるという文言が追加された。

表 3 改正前及び改正後の人権規定の比較

改正前	改正後
	第 1 節 国籍及び政治的な権利について
第 9 条第 1 段 法律に定める要件に基づく国籍の付与	第 9 条 法律に定める要件に基づく国籍の付与
第 9 条第 2 段及び第 3 段 政治的権利	第 10 条 政治的権利
第 10 条の 2 第 2 項 公務就任権	第 11 条 公務就任権
	第 2 節 基本的な権利について
(第 11 条第 1 項 人の自然権)	第 12 条 人間の尊厳の不可侵
第 18 条 死刑の禁止	第 13 条 身体的・精神的な完全性に対する権利、拷問の禁止、非人道的刑罰・取扱い等の禁止、死刑の禁止
	第 14 条 思想、良心及び宗教の自由
	第 3 節 公的な自由について
第 10 条の 2 第 1 項、第 11 条第 2 項 平等原則、男女平等の促進	第 15 条 平等原則、男女平等の促進、家族を築く権利、家族生活の尊重に対する権利、子どもの権利、障害者の権利
第 11 条第 1 項 家族の自然権	
第 11 条第 5 項 障害者の社会統合	
第 111 条 外国人の権利	第 16 条 外国人の権利
第 12 条 個人の自由、人身の自由、刑事裁判手続上の権利	第 17 条 個人の自由、人身の自由、刑事裁判手続上の権利
第 13 条 意に反する裁判官の変更の禁止	第 18 条 法定の裁判所で裁判を受ける権利、意に反する裁判官の変更の禁止
第 14 条 罪刑法定主義	第 19 条 罪刑法定主義、遡及処罰の禁止、事後の重罰化の禁止
第 11 条第 3 項 国による私生活の保護	第 20 条 私生活の尊重に対する権利
第 15 条 住居の不可侵	第 21 条 住居の不可侵
第 110 条第 1 項 宣誓の強要の禁止	第 22 条 宣誓の強要の禁止
第 24 条 意見表明の自由、検閲の禁止	第 23 条 意見表明の自由、検閲の禁止
第 19 条 信仰の実践の自由	第 24 条 哲学上の信条表明の自由、信仰の実践の自由、宗教儀式への参加強制の禁止
第 20 条 宗教儀式への参加強制の禁止	
第 25 条 集会の自由	第 25 条 集会の自由
第 26 条 結社の権利	第 26 条 結社の権利
第 32 条の 2 政党の地位	第 27 条 政党の地位
第 11 条第 4 項 労働組合の自由、ストライキ権	第 28 条 労働組合の自由、ストライキ権
第 27 条 請願権	第 29 条 請願権
第 28 条 信書・電信の秘密	第 30 条 コミュニケーションの秘密
	第 31 条 情報に関する自己決定権
	第 32 条 庇護権
第 23 条 国による義務教育の組織の責務、学業の自由	第 33 条 教育に対する権利、教授の自由、学業の自由
第 11 条第 5 項 社会保障、健康の保護、労働者の権利	第 34 条 社会保障、健康の保護、労働者の権利
第 11 条第 6 項 営業の自由、職業活動の自由	第 35 条 営業の自由、職業活動の自由
第 16 条 財産権	第 36 条 財産権
	第 37 条 公的な自由の行使を制限する場合の条件
	第 4 節 憲法的な価値を有する目標について
第 11 条第 4 項 勤労の権利	第 38 条 勤労の権利
	第 39 条 社会対話の促進
(第 11 条第 5 項 貧困の撲滅)	第 40 条 尊厳のある生活及び適切な住居への配慮
第 11 条の 2 環境保護、動物保護	第 41 条 生物多様性・環境の保護、気候変動対策、動物保護
	第 42 条 文化へのアクセス・文化的発展に対する権利、文化遺産保護
	第 43 条 科学研究の自由の促進

(注) 改正後の規定(右欄)に対応する改正前の規定を左欄に記した。直接的な対応関係がない規定については、()でくくった。改正前の規定について、条名の「旧」は省略した。

(出典) Paul Schmit et Georges Wivernes, *Précis de droit constitutionnel luxembourgeois*, Bertrange: Legitech, 2025, pp.587-592 を基に筆者作成。

4 第3章（大公について）関連

(1) 改正の概要

改正前の第3章には、かつては広範であった大公の権限を反映し、「大公の大権について」、「立法について」、「司法について」及び「国際的な権限について」という4つの節 (§) があった。改正後は、これらの節の規定のほとんどが他の章に移され、新たに「国家元首の機能について」（第1節：第44条～第55条）及び「立憲君主制について」（第2節：第56条～第61条）という2つの節に分けられた。また、旧第1章のうち、大公に関する規定（特に大公位に関する規定）が修正を伴いつつ、第3章に編入された。内容上の主な改正としては、大公の権限行使の実態に適合させる改正（第1節）のほか、従来ナッソー家協約等に委ねる点が多かった大公位継承や摂政等の規定が、一部従来のルールに変更を加えた上で憲法に明記された（第2節）。

(2) 国家元首の機能

(i) 大公の権限

改正前から、大公は国家元首であり、国の統合の象徴及び国の独立の保証人 (garant) とする規定があった（旧第33条）。改正後は、大公を国家元首とする規定が独立した段（第44条第1項第1段）となり、次の段で、国を代表すること並びに国の統合及び独立の象徴であると規定された（同項第2段）。

改正前は、大公が行政権を行使すると規定されていたところ（旧第33条）、「政府と共同で (conjointement avec le Gouvernement)」行政権を行使するという文言に改められた（第44条第2項）。その他、実態に即した憲法規定とするため、大公が軍を指揮すると定める旧規定（旧第37条第6段）が、大公が軍の指揮官の称号を有し、その指揮権は政府の責任の下で行使されると定める規定（第53条第1号）に、大公が代議院に法律案を提出すると定める旧規定（旧第47条第1段）が、政府が代議院に法律案を提出すると定める規定（第76条）に改められた。

宣戦の権限（旧第37条第6段）⁽⁸¹⁾、貨幣鑄造権（旧第39条）に関する規定が削除された。

(ii) 公室費

大公家に係る費用について、旧規定では、固定額の年間の大公用経費 (liste civile)⁽⁸²⁾ 及び各年の予算法に基づく大公の品位維持費 (frais de représentation) について定めていた（旧第43条）。大公用経費は大公の公務のために最低限必要とされる経費を賄うもの、品位維持費は大公用経費を補うものという区別を当初憲法は想定していた。しかし、年を追うごとに品位維持費が増額されていったため、固定額の大公用経費の方が補完的な性質を持つようになったほか、品位維持費が大公のみならず、大公家の他の成員に関する経費として使用されるようになり、憲法の規定と実態がかい離するようになった⁽⁸³⁾。このかい離を解消するため、大公用経費と品位維持費の区分を廃止し、大公、前大公、大公位継承者、摂政及び大公代理⁽⁸⁴⁾が国家予算から年次公室費 (dotation annuelle) を受け取るという規定に変更した（第54条第1段）。

(81) 後掲注(28)参照。

(82) 大公が新たに即位した際、法律でその額を変更することが可能であった。しかし、実際に法律で変更されたことはなかった。Steichen, *op.cit.*(11), p.251.

(83) *ibid.*, pp.251-252.

(84) 大公は、大公位継承権を有する者に対し、自らを代理させることができる（第58条（旧第42条））。この代理を「大公代理 (Lieutenant-Représentant)」という。過去の適用例では、退位の前段階として、この制度を利用することがあった。山田敏之「欧州諸国の退位制度」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.959, 2017.4.18, p.8. <<https://doi.org/10.11501/10325743>>

(3) 立憲君主制における大公の地位

大公の地位に関し、改正前の憲法は、大公位継承や摂政に関する規則をナッソー家協約等に委任する（旧第 3 条、旧第 6 条及び旧第 7 条）など、余り多くを規定していなかった。今回の改正では、大公の地位に関する同協約等の規定を、一部修正を加えて憲法の規定として取り込んだほか、同協約等にも規定されていない事項を新たに規定した⁽⁸⁵⁾。

具体的には、次のような規定が追加された。性別にかかわらず嫡出の長子による大公位の継承（第 56 条第 1 項）、継承権の放棄（同条第 2 項第 1 段）、例外的な状況で必要な場合における継承権者の継承順位からの除外（同項第 2 段）⁽⁸⁶⁾、自らの意思による退位（同条第 4 項）、摂政の資格（第 59 条第 3 段）、継承者が成人となった場合又は大公の職務遂行不能の解消の場合における摂政の終了（同条第 5 段）、摂政の終了に関する政府の代議院への通知（同条第 6 段）、大公が憲法上の任務を遂行しない場合における代議院による退位の認定（第 60 条）⁽⁸⁷⁾、大公の任務の遂行不能の場合における大公位継承までの政府による職務代行（第 61 条）。

憲法の旧規定の内容が変更された例としては、①継承者が存在しない場合における後継の国家元首の指名及び②大公の職務遂行又は即位の際の宣誓の一時的な不能の場合における代議院による当該不能の認定及び摂政の選任の方法を挙げることができる。

①について、改正前の憲法には空位の場合の規定（旧第 7 条第 2 段）があり、この場合、代議院が暫定的に摂政を選任し、30 日以内に議員数を 2 倍にして新たに召集された代議院が、確定的に空位の際に必要な措置を講じると定められていた。今回の改正では、継承者が存在しない場合には、大公の死去又は退位から 30 日以内に、任期中の代議院議員が召集され、特別多数決で新たな国家元首を選任することとなった（第 56 条第 3 項）。

②について、改正前は、大公が死去した際、継承者が未成年の場合及び大公が統治不能の場合に、摂政が置かれると規定されていた（旧第 6 条及び旧第 7 条第 1 項）。今回の改正では、大公が死去し、又は退位した際に、継承者が未成年の場合（第 59 条第 1 段）及び大公の一時的な職務遂行不能又は宣誓不能の場合に、摂政が置かれるとされた（同条第 2 段）。憲法改正案の説明によれば、宣誓不能とは、憲法に規定された権限の行使を拒否した場合と位置付けられている⁽⁸⁸⁾。そのほか、摂政の選任のために代議院が召集される期限（当該不能について政府からの通知を受けてから 10 日以内）が明記された（同条第 1 段及び第 2 段）。

改正前の憲法には、摂政が置かれている間、大公の大権、大公の地位及び大公位継承に関して憲法を改正してはならないという規定（旧第 115 条）があったが、今回の改正で削除された。

5 第 4 章（代議院について）関連

(1) 改正の概要

代議院について規定する第 4 章が、新たに「国の代表について」（第 1 節：第 62 条～第 66 条）、「代議院の組織及び活動について」（第 2 節：第 67 条～第 75 条）、「法律の採択について」（第 3 節：第 76 条～第 78 条）、「代議院のその他の権限について」（第 4 節：第 79 条～第 83 条）

⁽⁸⁵⁾ Proposition (N° 7700), *op.cit.*(56), p.4.

⁽⁸⁶⁾ 代議院は、特別多数決で可決する法律で、特定の継承権者を除外することができる。憲法の文言では、「法律で (par une loi)」と定められているが、憲法改正案の説明では、除外の決定は法律の形式をとらない（通常の立法手続をとらない）と解説されている。Proposition (N° 7700¹⁴), *op.cit.*(16), p.17.

⁽⁸⁷⁾ 政府の要請に基づき、代議院が、國務院の意見を聴取した後、特別多数決により退位したとみなす議決を行う。

⁽⁸⁸⁾ Proposition (N° 7700¹⁴), *op.cit.*(16), p.10.

及び「議員の地位について」（第 5 節：第 84 条～第 86 条）の 5 つの節に分けられた。

改正の内容としては、基本的に従来の代議院の組織構成を維持しつつも、従来憲法上明記されていなかった事項を憲法に組み入れたほか、権限について、少数派に対する国政調査権の付与といった改革も行われた。また、代議院における立法手続に国民発案の制度が導入された。

(2) 選挙制度

任期が 5 年である議員 60 人によって構成される一院制の議会制度（第 63 条第 1 項及び第 2 項）及び 18 歳以上の国民が 4 つの選挙区から直接普通選挙に基づく比例代表制によって議員を選出するという選挙制度に関する規定に大きな変更はなかった（第 63 条第 3 項第 1 段及び第 4 項並びに第 64 条第 1 項）。従来、憲法に明記されていなかった義務投票制及び秘密投票の原則に関する規定が設けられた（第 63 条第 3 項第 2 段）。

なお、従来は、選挙権又は被選挙権の保有の要件として、18 歳以上の国民という要件（被選挙権の場合には、これにルクセンブルクにおける居住が加わる。）に加え、民事的な行為能力及び政治的な権利の保有が定められていたが（旧第 52 条第 1 段及び第 3 段）、今回の改正でこの要件が削除された。改正後は、法律で定める場合に、裁判所が選挙権又は被選挙権の停止を宣告することができるという規定に改められた（第 64 条第 3 項）。

(3) 代議院の機能及び権限

(i) 代議院の任務

改正前は、代議院の任務について定めた規定はなかったが、今回の改正により、代議院が立法権を行使し、政府の活動を統制することが明記された（第 62 条）。政府の統制の任務を具体化する規定も新設された。具体的には、改正前から憲法に規定されていた（旧第 80 条）、代議院の会議への政府の構成員の出席要求（第 75 条第 1 段第 1 号）のほか、議院規則に規定されていた、政府に対する質問権及び政府の回答義務（同段第 2 号）並びに政府に対する信任動議又は不信任動議の可決（同段第 4 号）が明記された。また、新規の規定として、政府に対する情報及び文書の要求権（同段第 3 号）を規定した⁽⁸⁹⁾。

(ii) 国政調査権

改正前の憲法にも代議院の調査権に関する規定はあったが（旧第 64 条）、調査委員会の設置について特則がなかったため、調査委員会は、他の委員会同様、過半数の議決で設置されていた⁽⁹⁰⁾。今回の改正により、代議院議員の 3 分の 1 以上から要求があった場合、調査委員会を設置しなければならないと規定し、少数会派の権限を強化した（第 81 条第 2 段）。

(iii) 代議院の解散・早期選挙の実施

(a) 解散の廃止・早期選挙の導入

改正前の憲法には、代議院の解散（dissolution）の制度があったが（旧第 74 条）、解散した場合、選挙終了後新たな代議院の召集まで代議院が不在となり、議会期の空白が生じることになる。今回の改正で、この空白を解消するため、代議院議員の任期満了前の選挙が行われる場合を「解散」ではなく、「早期選挙（*élections anticipées*）」の実施の場合に変更した（第 73 条

⁽⁸⁹⁾ Proposition (N° 7777^s), *op.cit.*(53), p.8.

⁽⁹⁰⁾ Steichen, *op.cit.*(11), p.334.

第 1 段)⁽⁹¹⁾。あわせて、第 67 条第 5 項で、新たに選挙された代議院の最初の集会により、前議会期の代議院議員の任期が終了する旨を明記した。

(b) 大公による任意の解散権の廃止

旧第 74 条第 1 段によると、大公は、任意に代議院を解散することができた⁽⁹²⁾。今回の改正により、大公が代議院の早期選挙の期日を定める場合を限定することとなった。大公は、代議院において政府に対する信任動議が否決又は不信任動議が可決された場合、当該期日を定めることができる（第 73 条第 1 段）。また、政府が総辞職した場合、大公は、代議院の総議員の過半数の同意を得て、当該期日を定めることができる（同条第 2 段）⁽⁹³⁾。ただし、緊急事態において、大公は、当該期日を定めることができない（同条第 4 段）。

(iv) オンブズマン

オンブズマン (Ombudsman) は、2003 年に、国及びコミュニンの行政運営に関連する案件に関する私人からの苦情を受け付け、処理することを任務とする機関として代議院の下に設置されたが⁽⁹⁴⁾、憲法上の根拠規定が存在していなかった。今回の改正によりオンブズマンに関する憲法規定が設けられた。オンブズマンは、代議院の提案に基づき大公により任命される（第 83 条第 1 段）。代議院の提案については、改正前は、出席議員の過半数の議決で足りていたが（オンブズマン法旧第 9 条第 1 項）、今回の改正により特別多数決による議決が必要となった。

(4) 立法手続

(i) 通常の立法手続

II 1 (2) (ii) で解説した通常の立法手続について、実質的な改正はなく、大公による法律案の提出に関する規定(旧第 47 条第 1 段)を政府による法律案の提出の規定に改める(第 76 条)など従来の規定の整理が行われたのみである。改正前は、代議院は大公に法律案 (projet de loi) を提案する権限を有すると規定されていたが(旧第 47 条第 2 段)、議院規則にしか根拠規定(同規則第 59 条)がなかった個々の議員の法案提出権を憲法上明記し、各議員は代議院に法律案 (proposition de loi)⁽⁹⁵⁾を提出する権限を有するという規定に改めた(第 77 条)。

(ii) 国民発案

「理由を付した立法提案 (propositions motivées aux fins de légiférer: PML)」と呼ばれる国民発案の制度が新たに規定された。法律の制定を目的として、有権者の 125 人以上が提出し、12,500 人以上の有権者が支持した提案について、代議院が公開の会議で議決する(第 79 条第 1 段)。同条第 2 段の委任を受けて PML の手続について定める 2023 年 6 月 29 日の法律⁽⁹⁶⁾は、

(91) Proposition (N° 7777⁸), *op.cit.*(53), p.14.

(92) 旧第 74 条第 1 段は「大公は、代議院を解散することができる。」とのみ規定し、いかなる場合に解散するかについて規定していなかった。この規定に基づき、大公は任意に解散時を決定することができた。Steichen, *op.cit.*(11), p.311.

(93) 第 73 条第 2 段では、「定める (fixe)」と言い切りの形になっているが、早期選挙の実施は大公の義務でなく、大公には現行の議会状況下で新政府を組織するという選択肢も残されている。Schmit et Wivenes, *op.cit.*(62), p.323.

(94) Loi du 22 août 2003 instituant un Ombudsman. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/2003/08/22/n2/consolide/20230701offi>> この法律の制定時は、「仲裁官 (médiateur)」という名称であったが、2023 年の同法の改正で、「オンブズマン」に名称が変更された。

(95) 現在では、政府提出法案を「projet de loi」といい、議員提出法案を「proposition de loi」といっている。今回の改正で、こうした現状が反映された。Schmit et Wivenes, *op.cit.*(62), p.339.

(96) Loi du 29 juin 2023 relative aux propositions motivées aux fins de légiférer. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/2023/06/29/a338/jo>>

代議院が審議の継続を支持する議決を行った場合、代議院の会派長会議は、その提案を代議院の委員会に付託するとされ（同法第 9 条第 1 項）、付託された提案は通常法律案と同様に扱われ、その後の処理については代議院の意思に委ねられると規定している（同条第 2 項）。逆に、代議院が審議の継続に反対する議決を行った場合、手続は終了する（同法第 10 条）。

（iii）国民投票

改正前の憲法は、国民投票に関し、「法律で定める場合及び条件において、国民投票による意思表示のため、有権者を召集することができる。」と規定していたが（旧第 51 条第 7 項）、国民投票に関する規定は、「代議院は、法律で定める場合及び条件において、法律で定める効果を有する国民投票を実施することを決定することができる。」という規定に改められた（第 80 条）。この改正により、国民投票権者の範囲（例えば、在住外国人にも投票権を付与することが可能となる⁽⁹⁷⁾）、国民投票の効果（拘束的か諮問的かなど⁽⁹⁸⁾）について、法律により、その都度規定することができることとなり、柔軟な制度の採用が可能になったとされる⁽⁹⁹⁾。

（5）議員の地位

議員の職権の行使における意見表明及び票決に関する民事上及び刑事上の無答責（第 84 条）、不逮捕特権（第 85 条）、議員歳費に関する規定（第 86 条）については、字句の整理以外の改正は行われなかった。

6 第 5 章（政府について）関連

（1）改正の概要

政府に関する規定の改正の主な目的は、大公の権威及び統制の下で政府が行政権の行使に関与しているといった印象を与える従来の条文を改め、政府が行政権の中心機関であり、大公令で任命されるとはいえ、大臣が代議院の多数派の支持に依拠していることを明確にすることにあった⁽¹⁰⁰⁾。また、大臣の刑事訴追の方法の変更など実質的な改正もあった。

（2）政府の形成

改正前の憲法は、政府の形成（組閣）に関して、旧第 77 条で「大公は、政府の構成員を任命し、及び罷免する。」と規定するのみであった。今回の改正では、これまで慣行で形成されていた首相及び大臣の任命手続を明文化することも検討されたが、第 88 条において、政府の構成（首相、副首相、その他の大臣⁽¹⁰¹⁾及び政務次官から成る。第 1 段）、大公による政府の構成員の任免（第 2 段）⁽¹⁰²⁾、政府の構成員の就任の際の宣誓（第 3 段）について規定することに

⁽⁹⁷⁾ Steichen, *op.cit.*(11), p.330.

⁽⁹⁸⁾ *ibid.*, p.332. 旧規定に基づく国民投票の効果等に関しては、前掲注(40)を参照。

⁽⁹⁹⁾ Proposition (N° 7777), *op.cit.*(58), p.3.

⁽¹⁰⁰⁾ Proposition (N° 7700), *op.cit.*(56), p.5.

⁽¹⁰¹⁾ 憲法に大臣の人数に関する規定はない。政府の組織について規定する 2019 年 5 月 28 日の大公令（Arrêté grand-ducal du 28 mai 2019 portant constitution des Ministères. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/agd/2019/05/28/a370/jo>>）では、24 の省が列挙されている。ルクセンブルクでは、1 人の大臣が複数の省の長を務めるのが通例である。現在のフリーデン（Luc Frieden）政権（2023 年 11 月～）では、首相のほか 14 人の大臣で政府が構成されている。副首相が外交通商大臣及び開発協力・人道活動大臣を兼ねている。《Le gouvernement,》 2025.12.17. ルクセンブルク政府ウェブサイト <<https://gouvernement.lu/fr/gouvernement.html>>

⁽¹⁰²⁾ 改正前は、「罷免する（révoque）」と規定されていたが、改正後は「その職務を終了させる（met fin à leurs fonctions）」に言葉が改められた。

とどめ、首相及び大臣の任命に至るまでの手続は明文化しないこととした⁽¹⁰³⁾。

なお、慣行として成立している組閣手続は、次のとおりである。大公が政治情勢を考慮し、組閣作業の任務を負う組閣担当者 (formateur) を任命する。選挙後の場合には、選挙で勝利した第一党の党首を組閣担当者に任命することが多い。組閣担当者は、組閣に関する政党間交渉を行い、大公に政府の構成員の候補者を提示する。大公は、これに基づき首相及びその他の政府の構成員を任命する。組閣担当者が首相に任命されるのが通例である⁽¹⁰⁴⁾。

(3) 政府の任務

改正前の憲法は、政府及び首相の任務及び役割についてほとんど規定していなかった。今回の改正では、従来の慣行を明文化し、政府は国の一般的な政策を指揮する (第 87 条)、首相は政府の活動を調整し、当該活動の統一性を保つ (第 91 条) といった規定が設けられた。また、従来、政府の組織の決定権は大公に帰属すると規定されていたが (旧第 76 条第 1 段)、政府が自らの内部規則により、その組織及び権能を決定するという規定に改められた (第 92 条)。

(4) 政府 (及び大臣) の代議院に対する責任

改正前の憲法には、政府が責任を負う旨の規定 (旧第 78 条) があったが、いかなる性質の責任であるか、又は誰に対する責任であるかが明確になっていなかった⁽¹⁰⁵⁾。今回の改正により、代議院に対する政府及び大臣の責任が明記された (第 94 条第 1 項)。また、改正前の憲法には、代議院による政府への信任又は不信任の投票に関する規定もなかったが、従来から、新政府が成立した際に、代議院において政府綱領について表決を行い、政府に信任を付与することや、代議院において不信任動議が可決された場合に政府が総辞職することなどの慣行が確立していた⁽¹⁰⁶⁾。今回の改正により、上記のような慣行を含め、政府に対する代議院の信任に関する規定が明記された。具体的には、①首相は、政府綱領を提出した際に代議院に対し政府の信任を問う (第 93 条第 1 項)、②首相は、閣議における審議の後、政府提出法案又は政府声明 (déclaration gouvernementale)⁽¹⁰⁷⁾ の表決の際に、代議院に対する政府の信任を問うことができる (同条第 2 項)、③代議院は、不信任動議によって政府の信任を問うことができる (同条第 3 項)、④代議

⁽¹⁰³⁾ Proposition (N° 7700¹⁴), *op.cit.*(16), p.19.

⁽¹⁰⁴⁾ Steichen, *op.cit.*(11), pp.352-353. なお、政府の構成員を代議院議員の中から選出する必要はない。政府の構成員と代議院議員は兼職できないため、政府の構成員に就任する代議院議員は、辞職しなければならない。Schmit et Wivernes, *op.cit.*(62), p.373; Hirsch und Thewes, *op.cit.*(28), S.100.

⁽¹⁰⁵⁾ *Le Conseil d'Etat, gardien de la Constitution et des droits et libertés fondamentaux*, *op.cit.*(40), p.207.

⁽¹⁰⁶⁾ Thill, *op.cit.*(4), pp.1126-1127; „Die Verfassung darf kein Flickwerk sein“, *op.cit.*(52)

⁽¹⁰⁷⁾ 憲法改正案、改正憲法のコンメンタール等において、「政府声明」の定義の解説が見当たらなかったため、どのような議案が「政府声明」に当たるのか確定できなかった。議院規則に「政府声明」に関する規定はあるが (第 40 条、第 87 条の 3 等)、特に定義はない。「déclaration gouvernementale」の名の下で代議院において表明された具体例としては、2026 年 3 月の米国によるイラン攻撃の際に表明された「中東に関する政府声明」がある。«Déclaration gouvernementale sur le Moyen Orient,» 2026.3.3. ルクセンブルク政府ウェブサイト <https://gouvernement.lu/fr/gouvernement/luc-frieden/actualites.gouvernement2024+fr+actualites+toutes_actualites+discours+2026+03-mars+03-declaration-moyen-orient.html> 第 93 条第 1 項に規定する信任手続に関する憲法改正案の説明では、「政府綱領」の重要な点を「政府声明」として示した後、信任投票を行うものとしている。Proposition (N° 7700¹⁴), *op.cit.*(16), p.20. 一方、同項では、「政府声明」が、上記のような新政府組織の際に信任を得るために提出すべき議案ではなく、政府の判断で信任を附帯することが可能な議案として規定されていることに鑑みると、第 2 項に規定する「政府声明」は、政府綱領以外の政府の政策表明 (政府提出法案と並べて規定されているため、法律案以外のものでもある。) を指すものと考えらるべきである。

院が政府への信任を拒否した場合、首相が大公に政府の辞職を申し出る（同条第 4 項）と規定された。政府が辞職した場合、大公は、早期選挙を実施するか、早期選挙を実施せずに新政府を組織するか、いずれかの方策を選択することになる⁽¹⁰⁸⁾。

政府が辞職を申し出た場合、大公が当該政府に対し新政府が成立するまでの間の日常業務の処理を命ずることが慣行となっていたが⁽¹⁰⁹⁾、改正前の憲法には明文の規定がなかった。今回の改正により、辞職を申し出た政府が「一般的な政策（politique générale）」の執行⁽¹¹⁰⁾を継続することが明記された（第 93 条第 5 項）。

（5）大臣の刑事責任

改正前の憲法では、大臣の刑事責任については、代議院による起訴の後（旧第 82 条）、最高司法法院（Cour supérieure de justice）が違法行為の性質を判断し、刑を確定すると規定されていた（旧第 116 条）⁽¹¹¹⁾。今回の改正で、大臣は、職務上行った行為に関して刑事責任を負い、離職した後であっても検察により起訴され得ると規定され（第 94 条第 3 項）、訴追の権限が代議院から検察に移された。また、最高司法法院での審理に関する旧第 116 条の規定が削除された。この結果、大臣の犯罪は、一般の刑事事件と同一の手続により裁かれることとなった⁽¹¹²⁾。また、憲法は、代議院議員の逮捕について代議院の許可を要件とすることを規定している（現行犯の場合を除く。）が、この特権を大臣についても認める規定が追加された（同条第 4 項）。

7 第 6 章（国務院について）関連

法律問題に関する諮問機関としての国務院の位置付け（Ⅱ 1（2）（ii）参照）については、改正前後で変化はない。今回の改正では、国務院の任務がより詳細に憲法で規定された。国務院への法律案及びその修正に関する意見の照会に関する従来の規定（旧第 83 条の 2 第 1 段）に加え、今回の改正では、照会を受けた国務院が当該法律案等について憲法、ルクセンブルクが締結している条約、欧州連合の法行為又は法の一般原則に抵触すると判断した場合、その意見書において、その点について言及しなければならないことが明記された（第 95 条第 2 段）。

改正前の憲法では、代議院が国務院に対し意見を求めることができる案件は法律案に限定されていたが（旧第 83 条の 2）、法律の定めるところに従い、他の問題についても意見を求めることができることとなった（第 95 条第 5 段）⁽¹¹³⁾。

8 第 7 章（司法について）関連

（1）改正の概要

司法に関する旧第 6 章には節がなかったが、改正後の第 7 章は、「司法の組織について」（第 1 節：第 97 条～第 103 条）、「司法官の地位について」（第 2 節：第 104 条～第 106 条）、「全国

⁽¹⁰⁸⁾ 前掲注 93 参照。

⁽¹⁰⁹⁾ *Le Conseil d'Etat, gardien de la Constitution et des droits et libertés fondamentaux*, *op.cit.*(40), p.272.

⁽¹¹⁰⁾ 「一般的な政策の執行」とは、公共サービスの継続を保证するための「日常業務（affaires courantes）」の管理を意味する。Proposition (N° 6030), *op.cit.*(18), p.44.

⁽¹¹¹⁾ 旧第 116 条は、経過規定であり、この最高司法法院の権限行使については、大臣の刑事責任の決定について法律で定めるまでという条件が付されていたが、結局、当該法律が制定されることなく、今回の憲法改正に至った。Steichen, *op.cit.*(11), p.366.

⁽¹¹²⁾ *ibid.*, pp.366-367.

⁽¹¹³⁾ 政府については、従来から他の問題についても意見を求めることができた（旧第 83 条の 2 第 1 段）。

司法評議会について」(第3節:第107条)、「裁判を受ける者に対する保障」(第4節:第108条～第111条)及び「憲法法院について」(第112条)という5つの節に分けられた。

今回の改正では、基本的に、従来の裁判所組織や裁判上の原則が維持されたが、従来の規定の整理や司法の独立性の強化等を目的とした規定の補足に加え、全国司法評議会 (Conseil national de la justice. 以下「評議会」という。) の設置⁽¹¹⁴⁾や憲法法院の権限拡大など新規の内容の改正も行われた。

(2) 裁判所の組織

改正前の憲法は、民事事件 (旧第84条)、政治的な権利に関する事件 (旧第85条)、軍事に関する事件 (旧第94条第1段)、労働及び社会保障に関する事件 (同条第2段)、行政事件 (旧第95条の2) の裁判管轄など事件の種類について比較的細かく規定していた。改正後は、簡潔な規定に整理され、司法権が法院 (cours) 及び裁判所 (tribunaux) によって行使され⁽¹¹⁵⁾ (第97条)、憲法に別段の定めがない限り、全事項について司法系統 (ordre judiciaire. 民事事件及び刑事事件を管轄する系統) の裁判所に一般的な裁判管轄権があると規定した (第98条)。同条にいう別段の定めとして、行政及び財務に関する事件は、行政系統の裁判所が管轄すること (第99条)、社会保障に関する事件の管轄については法律で定めることが規定された (第100条)。

現行憲法上、司法系統及び行政系統の上級裁判所である、最高司法法院、破毀院 (Cour de Cassation) 及び行政法院について、その組織及び権限に関する規定はない。ただし、現行憲法は、憲法法院の構成員の任命に関連して、これらの裁判所に言及しているため、以下の記述の理解に資することも目的とし、ルクセンブルクの司法制度の概要について解説する。

ルクセンブルクには司法系統及び行政系統の2系統の裁判所が存在する⁽¹¹⁶⁾。司法系統の裁判所として、治安裁判所 (justice de paix)、裁判区裁判所 (tribunal d'arrondissement) 及び最高司法法院が存在する。裁判区裁判所は、治安裁判所の控訴審を管轄するほか、訴訟物が一定価額以上の事件等を第一審として管轄する。最高司法法院は、第一審としての裁判区裁判所の判決に対する控訴審を管轄する控訴院 (Cour d'appel) 並びに控訴院の判決及び治安裁判所又は裁判区裁判所が事実審の終審として下した判決に対する法律審を管轄する破毀院によって構成される。司法系統の裁判が三審制を基本としているのに対し、行政系統の裁判は、行政裁判所 (Tribunal administratif) 及び行政法院の二審制となっている。

(3) 裁判官及び検察官の地位

裁判官及び検察官⁽¹¹⁷⁾の職務遂行における独立の原則が明記された (第104条第1項)。検察官については、従来、憲法上の規定がなかったが、公訴の提起及び法律の適用の請求という任務が憲法上明記された (同条第2項)。

(114) 評議会の設置については、ヴェニス委員会の提案も参考にしたとされる。Proposition (N° 7575), *op.cit.*(55), p.2.

(115) 原則として、第一審を管轄する裁判所を「tribunal」(tribunaux は複数形) と呼び、控訴審以上を管轄する裁判所を「cour」(cours は複数形) と呼んでいる。西澤「ルクセンブルク大公国の憲法法院 (1)」前掲注(12), p.6.

(116) «Cours et tribunaux,» 2024.8.20. ルクセンブルク政府ウェブサイト <<https://gouvernement.lu/fr/systeme-politique/cours-tribunaux.html>>

(117) 我が国における理解と異なり、検察官は司法に属するものとされる。後述 (Ⅲ 8 (4)) のとおり、ルクセンブルクでは、裁判官及び検察官を総称して「司法官」と呼んでいる。

(4) 全国司法評議会

評議会は、今回の憲法改正により新設された組織である。評議会の任務は、司法の独立を尊重し、司法を適切に機能させることである（第 107 条第 1 段）。評議会の構成及び組織については、法律で定められるが、その過半数は司法官（magistrat. 裁判官及び検察官を指す。）によって構成されなければならない（同条第 2 段）。大公は、評議会が法律の規定に従い提案した司法官を任命する（同条第 3 段）⁽¹¹⁸⁾。評議会は、法律の定めるところにより、司法官の懲戒の権限を有する（同条第 4 段）。第 107 条第 2 段の規定に基づき制定された全国司法評議会組織法⁽¹¹⁹⁾の第 1 条によると、評議会は、司法系統の裁判官 2 人、行政系統の裁判官 2 人、検察官 2 人、弁護士会⁽¹²⁰⁾の会長又は会長経験者 1 人、代議院における 3 分の 2 以上の賛成により選ばれる専門家 2 人の計 9 人で構成される。

(5) 裁判の原則に関する規定

公開の裁判の原則（第 108 条）、公開の場での判決の言渡し、判決への理由の付記（第 109 条）といった従来からあった裁判の原則に関する規定に加え、裁判官の中立、合理的な期間内の裁判、対審の尊重、防御権等を法律で定めるという規定（第 110 条）が追加された。

(6) 憲法法院

1996 年の憲法改正により、法律の合憲性の審査を専門的に管轄する裁判所として憲法法院が設置された。憲法法院は、他の裁判所から組織的に独立しているが、最高司法法院長官、行政法院長官、破毀院の裁判官 2 人（年長者 2 人⁽¹²¹⁾）並びに最高司法法院及び行政法院の共同の意見に基づき大公が任命する司法官 5 人の計 9 人の裁判官によって構成されるため（第 112 条第 5 項（旧第 95 条の 3 第 1 段。字句の修正以外の改正はなかった。）、他の裁判所と人員面でつながりを有する組織となっている。

従来、憲法法院の権限は、訴訟当事者から問題となる法律（条約を承認する法律を除く。）⁽¹²²⁾の合憲性の審査の申立てがあり、当該訴訟を担当する裁判所が憲法法院に当該審査を付託する場合における合憲性の審査に限られていた。今回の改正により、①選挙後の代議院議員の当選有効の確認及び任期中の議員の資格の確認又は喪失に関する代議院の決定に対する異議申立てを審理する権限（第 67 条第 3 項）、②裁判管轄権（民刑事事件の裁判管轄か行政事件の裁判管轄か）に関する紛争を解決する権限（第 112 条第 3 項）が追加された。①については、代議院の決定に対する異議申立てを新たに可能としたものであり⁽¹²³⁾、②については、改正前、最高司

(118) 改正前、裁判所の裁判官及び検察官は大公により直接任命され、法院の裁判官並びに裁判区裁判所の長官及び副長官は最高司法法院の意見に基づき大公が任命していた（旧第 90 条）。Consultative Council of European Prosecutors (CCPE), "Questionnaire for the preparation of the CCPE Opinion No. 16 (2021)," 2021.3.23, p.88. 欧州評議会ウェブサイト <<https://rm.coe.int/compilation-of-responses-to-the-questionnaire-ccpe-16/1680a24f7a>>

(119) Loi du 23 janvier 2023 portant organisation du Conseil national de la justice et modification de la loi modifiée du 25 mars 2015 fixant le régime des traitements et les conditions et modalités d'avancement des fonctionnaires de l'État. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/2023/01/23/a41/consolide/20230701>>

(120) ルクセンブルクには、弁護士会が 2 つ存在し、弁護士はいずれかの会に加入していなければならない。«L'avocat.» ルクセンブルク司法省ウェブサイト <<https://mj.gouvernement.lu/fr/professions-droit/avocat.html>>

(121) 憲法法院組織法第 3 条第 3 項。Loi du 27 juillet 1997 portant organisation de la Cour Constitutionnelle. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/1997/07/27/n6/consolide/20230703>>

(122) 憲法法院の合憲性の審査は、法律に限られるため、命令の法律適合性又は合憲性の審査は、他の裁判所の管轄となる。Steichen, *op.cit.*(11), p.428.

(123) Proposition (N° 7777⁸), *op.cit.*(53), p.13.

法法院に帰属していた権限（旧第 95 条）を憲法法院に移管したものである。また、特別多数決で可決された法律により、憲法法院の権限を拡大することが可能となった（第 112 条第 4 項）⁽¹²⁴⁾。

9 第 8 章（国の行政に関する幾つかの規定）関連

（1）改正の概要

改正後の憲法では、「公的な実力組織（force publique）について」（旧第 7 章）及び「財政について」（旧第 8 章）の規定が「国の行政に関する幾つかの規定」と題する第 8 章にまとめられた。同章は、「行政に関する一般的な規定」（第 1 節：第 113 条～第 115 条）、「財政」（第 2 節：第 116 条～第 119 条）及び「国と宗教共同体の関係について」（第 3 節：第 120 条）の 3 つの節に分けられる。旧第 7 章の規定は第 1 節に、旧第 8 章の規定はほぼ第 2 節にまとめられた。

（2）行政に関する一般的な規定

第 113 条は、法律により定められた方法で公布される前は、いかなる法律又は命令も効力を有しないという内容の規定であり、旧規定（旧第 112 条）とほぼ同一の内容の規定である。第 114 条は、国（行政に限らず、代議院及び裁判所も含む⁽¹²⁵⁾。）及び公法上の法人の賠償責任に関する規定である。国等に対する賠償請求権は、1988 年の国及び公共団体の民事責任に関する法律⁽¹²⁶⁾で、既に保障されていたが、今回の改正で憲法上の根拠を有することとなった。

旧第 7 章の軍（旧第 96 条）、警察力（旧第 97 条）及び市民警備隊（garde civique）（旧第 98 条⁽¹²⁷⁾）に関する規定は、いずれも、その組織、権限等の規定を法律に委任するという内容の簡潔な規定であった。改正後は、より簡潔な規定にまとめられ、第 115 条第 1 段において、公的な実力組織の組織及び権限については法律で定めると規定された。同条第 2 段は、今回の改正による新設規定であり、戦争状態に関連する宣言及び外国における活動のための軍の派遣については、法律の定めるところに従い、代議院の許可を必要とすると定められた（第 115 条）⁽¹²⁸⁾。

（3）財政

文言の整理等はあったものの、財政に関する旧規定の内容は、基本的に、租税法律主義（第 116 条）、国による債務に対する代議院の承認（第 117 条）、代議院による年度予算の表決（第 118 条）及び会計検査院による会計検査（第 119 条）に関する 4 箇条に受け継がれた。

⁽¹²⁴⁾ 憲法改正案には、この規定に関する詳しい説明がないため、どのような権限拡大が可能であるのかは不明である。次の文献が指摘するとおり、憲法法院の権限という憲法レベルの規定を正規の憲法改正の手続を経ず追加することができるという意味で異例の（*inédit*）規定といえる。この文献では、憲法で定められた（憲法上の機関の）権限に影響を及ぼすような憲法法院の権限拡大、例えば、他の裁判所の審査権を侵害するような拡大（現制度下では、命令に対する違憲審査、法律の国際法適合性の審査は他の裁判所の権限と解釈されている。前掲注⁽¹²²⁾参照。）は許されないという見解を示している。Schmit et Wivenes, *op.cit.*(62), pp.422-423.

⁽¹²⁵⁾ Steichen, *op.cit.*(11), p.434.

⁽¹²⁶⁾ Loi du 1er septembre 1988 relative à la responsabilité civile de l'Etat et des collectivités publiques. ルクセンブルク官報ウェブサイト <<https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/loi/1988/09/01/n1/jo>>

⁽¹²⁷⁾ 民間人によって組織される治安部隊が想定されていたようであるが、憲法制定後、設置された例はなかった。Steichen, *op.cit.*(11), p.335.

⁽¹²⁸⁾ 宣戦については、改正前は大公の権限として規定されていたが（旧第 37 条第 6 段）、Ⅲ 4 (2) (i) で述べたように、改正によってこの規定は削除された。代わりに設けられた第 115 条第 2 段では、宣戦を行う主体に言及していない。なお、軍の国外派遣に関する規定は、ヴェニス委員会の批判を受けて設けられたものであるという。Proposition (N° 7700¹⁴), *op.cit.*(16), p.22.

(4) 政教関係

聖職者の給与と年金は国が負担するという規定（旧第 106 条）に基づき、従来は、国と旧第 22 条の規定に基づく協約⁽¹²⁹⁾を結んだ宗教団体⁽¹³⁰⁾の聖職者に対し、国から給与及び年金が支払われていた。しかし、社会の世俗化等を考慮し、2015 年以降、国と各種宗教団体の間で協約が順次、締結し直され、国が聖職者に直接給与及び年金を支払う制度を改め、宗教団体に対し年次財政支援として一定の金額を付与する制度に変更された⁽¹³¹⁾。この変更を受け、今回の改正で、政教関係に関する旧規定（旧第 22 条、旧第 106 条等）を改め、第 120 条で新たな政教関係について規定することとなった。同条は、国と教会(églises)及び宗教共同体(communautés religieuses)⁽¹³²⁾の分離の原則を定めつつ（第 1 段）、両者の関係は法律で定めること（第 2 段）並びに代議院が承認する協約は、法律が定める制限及び形式の範囲内において両者の関係を定めることができること（第 3 段）を規定した。同条では、教会及び宗教共同体は国から「分離される (separées)」と規定しているが、協約を締結している宗教共同体には、公法上の法人格が付与され、国家予算から年次財政支援が行われていることが示すように、この規定は、厳格な分離の体制を意味しない⁽¹³³⁾。

10 第 9 章（コミューンについて）関連

改正前の旧第 9 章は、2 箇条から成る短い章であり、コミューンが地方自治体であること（旧第 107 条第 1 項）⁽¹³⁴⁾、住民の直接選挙による議員で構成されるコミューン議会が置かれること（同条第 2 項）、当該議会が予算を決定し、自治法規を制定し、租税を設けることができること（同条第 3 項）、当該議会の議員の中から選出される市長及び助役から成る執行部が行政を運営すること（同条第 4 項）、コミューンの機関の行為が法律の規定に基づき監督下に置かれ得ること（同条第 6 項）等の基本的な原則を規定していた。これらの規定は、おおむね維持された（第 121 条：地方自治体としてのコミューン、第 122 条：コミューン議会及び執行部の構成、第 123 条：予算制定権及び課税権、第 124 条：自治法規制定権、第 127 条：コミューンの機関の行為の監督）。今回の改正では、コミューン議会が普通選挙及び秘密投票で選挙されること（第

(129) 旧第 22 条は、宗教団体 (cultes) の長その他の聖職者の任命に対する国の関与や国家と教会 (Église) の関係等については、代議院に提出される協約 (convention) の対象となることを規定していた。この規定は、憲法制定当初からあったが、各種宗教団体と協約が締結されたのは、1982 年以降のことであった。西澤宗英「ルクセンブルク大公国における政教関係」『宗教法』37 号, 2018, pp.7-8.

(130) 具体的には、カトリック、プロテスタント (2 宗派)、ギリシャ正教、ユダヤ教、イスラム教及び英国国教会の団体と協約を締結していた。同上, pp.7-10.

(131) 同上, pp.9-15.

(132) 旧第 22 条及び旧第 106 条では、「宗教共同体」という語の代わりに「宗教団体」という語が使用されていた。また、「教会」は大文字で始まる単数形であった（前掲注(129)参照）。憲法改正案の審議の段階では、旧規定の「教会 (Église)」はルクセンブルクにおけるカトリック教会の地位の独自性を暗黙的に意味するため、今回の憲法改正で、この語を削除すべきであるという提案もなされていた。Proposition (N° 7700¹⁴), *op.cit.*(16), p.8. 最終的には、小文字の複数形で「教会」という語が規定されることとなったが、このような経緯に鑑みると、第 120 条に規定する「教会」と「宗教共同体」の間に厳密な定義の違いはないととらえても問題がないと考えられる。

(133) 改正憲法の解説書でも、分離は「絶対的なものではない」と説明されている。Schmit et Wivenes, *op.cit.*(62), p.465. 一般的に政教関係は、①特定の宗教を国教とする国教型（英国）、②複数の宗教団体に特別の法的地位を付与し公定する公認宗教型（ドイツ、イタリア）及び③宗教団体に特別な法的地位を付与しない政教分離型（米国、フランス、日本）の 3 類型に分類される。山本健人「国家と宗教」山本龍彦・横大道聡編著『憲法学の現在地—判例・学説から探究する現代的論点—』日本評論社, 2020, p.167. この分類をルクセンブルクに当てはめると、②に該当するものと考えられる。

(134) コミューンより広域の地方自治体はなく、2025 年現在、100 のコミューンが存在する。ibid., p.474.

122 条第 1 項)、法律によりコミューンに付与された任務の遂行のための財源に対する権利をコミューンが有すること (第 123 条第 3 項)、自治法規で定めることができる事項の範囲、当該法規が法律及び命令に適合していなければならないこと (第 124 条) などの規定が追加された。基本的には、従来からの制度を憲法上明記する改正であった⁽¹³⁵⁾。

11 第 10 章 (国の公施設法人及び職業機関について) 関連

公施設法人 (*établissements publics*) とは、特定の公共サービスを提供するために設置される公法人であり、国やコミューンの監督下に置かれ、活動には一定の自律性が認められている⁽¹³⁶⁾。具体的には、金融機関 (ルクセンブルク中央銀行、国立開発金融公庫など)、医療機関、文化・教育機関 (ルクセンブルク現代美術館、ルクセンブルク大学など) などがこれらに該当する⁽¹³⁷⁾。職業機関 (*organes professionnels*) とは、各種の職業団体をいい、具体的には 5 つの職業会議所 (*chambres professionnelles*)⁽¹³⁸⁾ 又は弁護士会、医師会などの自由業代表機関 (*organes représentatifs des professions libérales*)⁽¹³⁹⁾ がこれに当たる。従来から公施設法人及び職業機関に関する規定は、憲法に存在したが、今回の改正でこれらの規定が 1 つの章 (第 10 章) にまとめられた⁽¹⁴⁰⁾。第 128 条において法律により、①法人格を有し、国の監督下に置かれる公施設法人を設置し (第 1 項)、②法人格を有する職業会議所を設置し (第 2 項)、③自由業代表機関を設置し、当該機関に法人格を付与することができること (第 3 項) が規定された。第 129 条において、法律により公施設法人、職業会議所、自由業代表機関の目的、組織、権限を定め (第 1 項)、各法人に規則制定権を付与すること等 (第 2 項) が規定された。

12 第 11 章 (憲法改正について) 及び第 12 章 (経過規定) 関連

「一般規定」と題する改正前の旧第 11 章は、首都に関する規定、公務員の宣誓、法令の効力、憲法規定の停止の禁止、憲法改正手続など雑多な規定を集めた章であったが、今回の改正では、憲法規定の停止の禁止 (第 130 条) 及び憲法改正手続 (第 131 条。II 1 (2) (i) 参照) の規定のみが第 10 章としてまとめられ、残りの規定は、関連性を有する他の章に移された。

旧第 12 章の経過規定のほとんどは、改正後の憲法では不要となったため、全て削除され、新たな経過規定に関する章 (第 12 章) が設けられた。同章の経過規定は、大公位の継承について定める第 56 条の規定はアンリ大公⁽¹⁴¹⁾の子孫に初めて適用するとする第 132 条のみとなった。

⁽¹³⁵⁾ Proposition (N° 6030²⁷), *op.cit.*(36), p.35.

⁽¹³⁶⁾ «Établissement public.» ルクセンブルク政府情報案内ウェブサイト <<https://guichet.public.lu/fr/entreprises/creation-developpement/forme-juridique/etablissement-public/etablissement-public.html>>

⁽¹³⁷⁾ «Établissements publics.» ルクセンブルク官報ウェブサイト <https://legilux.public.lu/eli/etat/leg/recueil/etablissements_publics/20260201>

⁽¹³⁸⁾ 労働者会議所 (*Chambre des salariés*)、公務員・公務従事者会議所 (*Chambre des fonctionnaires et employés publics*)、農業会議所 (*Chambre d'agriculture*)、商業会議所 (*Chambre de commerce*)、手工業会議所 (*Chambre des métiers*) の 5 機関である。当該機関に関連する法律又は大公令の制定の際、代議院又は政府は、当該機関の意見を聴取しなければならない。これらの職業会議所は、政府に対し自らの所管事項に関連する提言を行う権限を有する。«Chambres professionnelles.» ルクセンブルク政府ウェブサイト <<https://gouvernement.lu/fr/systeme-politique/chambres-professionnelles.html>>; Thill, *op.cit.*(4), p.1134. これらの職業会議所は、公施設法人としての地位も有する。

⁽¹³⁹⁾ 具体名を挙げると、ルクセンブルク弁護士会 (*Barreau du Luxembourg*)、ディーキルシュ弁護士会 (*Barreau du Diekirch*)、ルクセンブルク医師・歯科医師会 (*Association des Médecins et Médecins-Dentistes du Grand-Duché de Luxembourg*) といった組織がある。弁護士会については、前掲注⁽¹²⁾を参照。

⁽¹⁴⁰⁾ 公施設法人に関しては、2004 年の憲法改正により 1 箇条 (旧第 108 条の 2) から成る独立した章 (旧第 10 章) が設けられていた。職業機関に関しては、旧第 11 条第 6 項の営業の自由との関連で規則制定権の規定があった。

⁽¹⁴¹⁾ 2000 年 10 月に大公に即位し、2025 年 10 月に退位した。

IV 2023 年の改正の全体的評価

1 内容上の評価と改正の性格

(1) 6030 号案で掲げられた目的から見た 2023 年の改正の評価

Ⅱ 2 で見たように、最終的な改正案 4 本は、6030 号案の内容を引き継ぐものであった。同案で掲げられた改正の目的を再掲すると、①古い用語法を現代風に改めること、②憲法の運用の実態に憲法の条文を適合させること、③憲法に規定されていない慣行や他の法令等で定められていた憲法的事項を憲法に組み込むことの 3 点である。

改正の結果、この目的は達成されたのであろうか。①について、本文では十分触れることができなかったが、多くの点で文言の刷新がなされたと評価することができる。例えば、請願権の規定では、「請願」について「pétitions」という言葉が使われていたが（旧第 27 条）、改正後は、議会以外の機関への要望も表す「requêtes」に改められた。また、旧第 3 条では「王位（Couronne）」の継承について規定していたが、改正後の第 56 条では「国家元首の機能（fonction de Chef de l'État）」の継承の規定に改められた⁽¹⁴²⁾。

②については、大公の権限の多くが形式的なものとなっている現状に合わせて多くの改正が行われたことは既に見たとおりである（Ⅲ 2（2）（i）、4（2）（i）、6（1）等を参照）。その他、公室費の区分（Ⅲ 4（2）（ii））や議員提出法案の提出（Ⅲ 5（4）（i））について実態に合わせる改正が行われた。また、「全ての法律には、代議院の承認が必要とされる」という規定（旧第 46 条）が、「法律は、代議院により採択される」という規定（第 78 条第 1 項）に改められ、代議院が立法の中心を担うことを明確化する改正が行われるなど表現の見直しも行われた。憲法制定後、適用の機会がなく、現在では意味を失った規定が削除された例があったことも見てきたとおりである（Ⅲ 6（5）、9（2）等を参照）。

③については、明文規定のなかった人権規定の追加（Ⅲ 3）、オンブズマンの制度（Ⅲ 5（3）（iv））、大公位継承等に関する規則（Ⅲ 4（3））、政府の信任・不信任に関する手続（Ⅲ 6（4））等の憲法への編入が行われた。

以上のように、3 つの目的はかなりの程度達成されたと考えられる。その一方で、2019 年 12 月の政党間合意に見られるように、今回の改正は、古い憲法の単なる書換えではなく、新たな改革にも開かれたものであった。国民発案の制度（PML）及び裁判官・検察官の任用・懲戒など司法に関する人事権を有する全国司法評議会が今回の改正で導入された。そのほか、代議院の調査委員会の設置が少数派の要求でも可能とし、憲法法院の権限を拡大するなど、従来の制度に変更を加える改正もあった。

(2) 「憲法改正」か「新憲法の制定」か

今回の改正の過程では、一時期、国務院の意見に従い⁽¹⁴³⁾、新憲法の制定が掲げられたが、最終的には憲法の全面的な改正という形式をとることとした。我が国の憲法学では、憲法典自

⁽¹⁴²⁾ 前掲注⁽⁶²⁾及び前掲注⁽¹³⁾も参照。

⁽¹⁴³⁾ 国務院は、6030 号案に「現行憲法の廃止と新憲法の施行時期に関する問題を規定する新条項を追加する必要がある」という記述（*ibid.*, p.8.）があることを理由として新憲法の制定とすることを提案した。「改正」と「制定」の区別に関する国務院固有の基準に基づいて意見を述べたわけではない。Proposition (N° 6030⁶), *op.cit.*(37), p.6.

体に特に全部改正を認める規定がない限り、憲法典を全面的に書き換える全部改正は認められないという見解もあり⁽¹⁴⁴⁾、この見解を 2023 年の改正に当てはめると、この改正は憲法の「改正」ではなく、「制定」であることになる。しかし、我が国の憲法学でも、全部改正か一部改正かという形式よりも、内容上の限界を超えているか否かを重視する見解の方が有力であるため⁽¹⁴⁵⁾、この見解を当てはめると、2023 年の改正は、基本原理に変更を加えていない以上、憲法の「改正」ということになる。本稿では、こうした見解に立ちつつ、また、改正と位置付けるルクセンブルクの公式見解にも依拠し、「改正」という理解に基づき解説を行った。

2 有識者の評価

今回の憲法改正について、ホイシュリング (Luc Heuschling) ルクセンブルク大学教授 (憲法学) は、法文の文言が改善された点、国家目標の設定 (憲法的な価値を有する目標について規定する第 2 章第 4 節の新設) により政策に方向性を示すことができた点、君主制を現代に適合させた点などを肯定的にとらえている。一方、直接民主制の拡充に関しては、もう少し改善の余地があったのではないかと、具体的には、国民投票の結果に法的拘束力があることを憲法に規定してもよかったのではないかと指摘している⁽¹⁴⁶⁾。

2000 年に代議院から憲法のテキストの再構成 (ordonnancement) の案の作成を委託されるなど、ルクセンブルクの憲法改正作業に深く関わった⁽¹⁴⁷⁾デルペレ (Francis Delpérée) ルーヴァン・カトリック大学教授 (憲法学) は、改正後の憲法について、ルクセンブルクの伝統と憲法に関する欧州基準を融合させた優れた憲法であると評価した上で、改正内容について、人権規定の明確化、条文の文体の洗練等を評価した。一方、司法に関する規定が十分でないとの見解を示し、例えば、司法の任務に関する規定の追加や司法の独立をより明確化する規定の必要性を指摘した。また、2023 年の改正に関する問題とはいえないが、一院制の議会の下で、3 分の 2 の多数のみで憲法を改正することができるという憲法の「柔軟性 (malléabilité)」に懸念を示した⁽¹⁴⁸⁾。

以上のように、ホイシュリング教授もデルペレ教授も、2023 年の改正に対し、全般的に肯定的な評価を示しつつ、更なる改革もあり得たのではないかとという指摘を行っている。なお、両教授とも、2023 年の改正は、実質的に新憲法の制定であるととらえている⁽¹⁴⁹⁾。

⁽¹⁴⁴⁾ 佐藤幸治『日本国憲法論 第 2 版』成文堂, 2020, p.52.

⁽¹⁴⁵⁾ 只野雅人・木下智史編『新・コンメンタール憲法 第 2 版』日本評論社, 2019, p.764. (倉田原志執筆部分)

⁽¹⁴⁶⁾ ““Radical modern change” in new constitution, says Luc Heuschling,” 2023.7.3. RTL website <<https://today.rtl.lu/news/luxembourg/radical-modern-change-in-new-constitution-says-luc-heuschling-2081350>>

⁽¹⁴⁷⁾ Proposition (N° 6030²⁷), *op.cit.*(36), p.3; Gerkrath, *op.cit.*(12), p.252. デルペレ教授は、憲法法院設置の際にも代議院から専門的な報告書の作成を依頼された。Jean Claude Wiwinius, “Luxembourg,” Danny Pieters, ed., *The constitutional courts of small jurisdictions*, London: Routledge, 2024, p.69.

⁽¹⁴⁸⁾ «La Constitution luxembourgeoise à l’épreuve de son troisième printemps,» *Le Mensuel d’Agéfi Luxembourg*, 2025.8.1.

⁽¹⁴⁹⁾ デルペレ教授が新憲法と判断する根拠は、典拠とした資料 (*ibid.*) に明記されていないが、多くの改正点を列挙した上で新憲法であると述べているため、憲法全体を一度の改正で書き換えることはできないとする同教授の著書におけるベルギー憲法の憲法改正の限界に関する見解 (Francis Delpérée, *Le droit constitutionnel de la Belgique*, Bruxelles: Bruylant, 2000, pp.78-79. 同教授はベルギーの憲法学者である。なお、2003 年の改正前の憲法改正手続は、ベルギー憲法の憲法改正手続にかなり類似していた。) に照らすと、基本原理に変更がなくとも改正前との同一性がない点をとらえて新憲法と主張している可能性がある。ホイシュリング教授については、その根拠について、典拠とした資料 (前掲注⁽¹⁴⁶⁾) に手掛かりはない。

おわりに

20 世紀に入って、敗戦や権威主義体制・共産主義体制の崩壊など憲法の基本原理の変更を伴う変動を経験した他の多くの欧州諸国と異なり、ルクセンブルクでは、19 世紀に制定された憲法が、今世紀に入っても維持されたが、実態と条文のかい離、相次ぐ憲法改正による体系性の喪失などを理由に、基本原理を堅持しつつ憲法を刷新することとなった。19 世紀に制定された憲法を刷新した同様の例として、憲法と実態とのかい離を解消するため、1974 年に新憲法を制定したスウェーデン⁽¹⁵⁰⁾、頻繁な憲法改正により「継ぎはぎ状態」となった憲法を整理し、1999 年に新憲法を制定したスイスがある⁽¹⁵¹⁾。このように、欧州諸国の一部には、基本原理の変更を伴わない古い憲法の全面的な整理という新憲法制定の潮流があり、本稿で扱った 2023 年の改正もその一連の流れに即するものであるといえる。形式こそ、改正であったが、実質的には新憲法の制定であるにとらえる有識者も存在することは IV 2 で述べたとおりである⁽¹⁵²⁾。

スウェーデン、スイスにおいても、新憲法の制定の過程は単線的に進まず、両国とも 2 度にわたり専門委員会が設置され、スウェーデンの場合は 20 年、スイスの場合は 30 年近い年月を経て新憲法の制定に至った。このように手続が迅速に進まなかった 1 つの原因は、基本原理の変更に至らない現状の憲法規定の整理にとどまるとしても、様々な政治勢力の間には考え方の相違があり、これらの意見を共通の案に集約することが困難であったことにある。スウェーデンでは、1971 年の各党間の妥協が成立したことが契機となり、3 年後の憲法制定をもたらすことになった⁽¹⁵³⁾。スイスにおいても、新憲法制定からしばらく時間が経過した後、制定作業を担当した大臣が「今日の極めて二極化した政治情勢においては、このようなプロジェクトを成功させることはもはやできないであろう」と総括し、広範な政治勢力間の合意がなければ、新憲法の制定といったプロジェクトを成功させることは困難であるという見解が示された⁽¹⁵⁴⁾。ルクセンブルクにおいては、憲法の見直し作業が本格化してから 50 年近い年月が経過し、最終的には 2019 年 12 月の主要政党間の合意の成立を契機に、その後のプロセスが順調に進み、ようやく目的を達成することができた。憲法の全面的な見直しに要した時間や目的を達成した時期に違いこそあれ、この 3 国の憲法は、類似した経験を経て、現代社会に適合した憲法として刷新されたと評価することができる。

(やまおか のりお)

(かわむら たくや)

⁽¹⁵⁰⁾ 山岡規雄『各国憲法集 (11) スウェーデン憲法 第 2 版』(調査資料 2020-1-a 基本情報シリーズ 28) 国立国会図書館, 2021, p.2. <<https://doi.org/10.11501/11645996>>

⁽¹⁵¹⁾ 山岡規雄「1999 年のスイス連邦憲法の制定—「改訂」された憲法の内容—」『レファレンス』813 号, 2018.10, pp.75-90. <<https://doi.org/10.11501/11174852>>

⁽¹⁵²⁾ スウェーデン及びスイスの場合も基本原理の変更を伴う全部改正ではなかったが、全部改正後の憲法に旧憲法の廃止に関する規定があることに鑑み、また、現地での理解にも即し、本稿では「新憲法の制定」とした。

⁽¹⁵³⁾ Erik Holmberg et al., *Grundlagarna: regeringsformen, successionsordningen, riksdagsordningen*, 3.uppl., Stockholm: Norstedts Juridik, 2012, s.18.

⁽¹⁵⁴⁾ 山岡 前掲注⁽¹⁵¹⁾, pp.89-90.